

三宅町総合計画

2018.4 - 2028.3

～万葉の花、あざさが咲き誇る～

慈愛の風薫り、未来に光射す

きらめきのまち、みやけ

平成30(2018)年3月

奈良県 三宅町

ごあいさつ



私たちのまち「三宅町」は、東西約3.4km・南北約2.0km・面積4.06km²と奈良県内で最も小さなまちであり、全国でも2番目に小さいコンパクトなまちです。

これまで本町は平成23(2011)年度に策定した第3次基本構想において、「～万葉の花、あざさが咲き誇る～ 人と自然と歴史を育みきらめくまち みやけ」を町のめざすべき将来像として、その実現に向けたまちづくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、現在、我が国においては、少子高齢化の進行や広域的な行政需要が増大するなど、地方自治体を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、複雑多様化する地域課題に対し、住民と行政がお互いの価値観や立場を理解し、果たすべき責任と役割を自覚しながら協働のまちづくりを進めていくことが求められています。さらに、本町においては、平成27(2015)年9月に奈良県と協定した「まちづくりに関する包括協定」や、奈良県とともに進めてゆく「工業ゾーン創出プロジェクト」等の取り組みから、土地利用に関する考え方を大きく変える必要が生じてきました。

そのような中、より実効性のある「まちの目標」を設定することにより、50年後100年後の三宅町の未来のすがたを見通したまちづくりを進めるべく、本町初の「三宅町総合計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、町民・関係団体への意向調査や中学生アンケートを行うとともに、議会代表をはじめ、各種団体や住民代表の有識者で構成された「三宅町基本構想審議会」を設置し、多くの皆さまとまちづくりの理念と今後のまちの方向性について議論させていただきました。

私は、本町のこれからめざすべき将来像を「～万葉の花、あざさが咲き誇る～ 慈愛の風薫り、未来に光射すきらめきのまち、みやけ」とし、「つながり、支え合い、安心できるまちをめざす」「出会い、高め合い、豊かな交流のあるまちをめざす」「郷土愛を育み、未来への希望を創造するまちをめざす」という3つの基本理念を基に、みんなが手を取り合い、あたたかなつながりを築いていくまちづくりをめざして参る決意であります。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました皆さまをはじめ、計画をご審議いただいた関係者の皆さまに改めて感謝申し上げますとともに、今後も町政発展のために一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつといたします。

平成30(2018)年3月

三宅町長 森田 浩司

目 次

総合計画とは	4
--------	---

第Ⅰ部 総論

第1章 はじめに	8
1 三宅町総合計画策定の背景と趣旨	8
2 計画の目的と役割	8
3 計画の構成と期間	8
第2章 三宅町のすがた	9
1 三宅町の概況	9
2 三宅町の歴史・沿革	9
3 三宅町の人口・世帯等の状況	11
4 アンケート・ヒアリングからみる町民意識	15
第3章 社会潮流	21
1 人口減少社会と少子高齢化の進行	21
2 地域経済・産業構造の変化	21
3 安心・安全が確保される社会	22
4 環境に配慮した社会	22
5 高度情報化社会	23
6 地方分権型社会	23
第4章 まちづくりの現状・課題	24
1 子育てしやすい地域づくり	24
2 まちの活力の創出	24
3 やすらぎのある地域づくり	24
4 安心・安全な環境の整備	25
5 暮らしやすさの向上	25
6 協働のまちづくりの推進	25
7 時代に即した行財政運営の推進	26

第Ⅱ部 基本構想

第1章 まちづくりの考え方 ～基本理念～	28
1 つながり、支え合い、安心できるまちをめざす	28
2 出会い、高め合い、豊かな交流のあるまちをめざす	28
3 郷土愛を育み、未来への希望を創造するまちをめざす	28
第2章 めざすべき将来像	29
1 三宅町の将来像 ～10年後のあるべきすがた～	29
2 人口指標	30
3 土地利用方針	31
第3章 今後のまちの方向性 ～施策の大綱～	34
1 子どもの「笑顔」はみんなの元気 ～子育て～	34
2 あったらしいなを「カタチ」にする ～産業～	35
3 みんないきいき「支え合う」まち ～福祉～	36
4 みんなの「学びたい」をかなえる ～地域教育～	37
5 日々の暮らしに「潤い」を ～安心・安全、生活基盤～	38
6 みんなで創る三宅の「ミライ」 ～協働・行財政～	39
第4章 計画の推進にあたって	40

第Ⅲ部 基本計画

基本計画の見方	42
第1章 子どもの「笑顔」はみんなの元気 ～子育て～	44
1 子育て支援を充実する	44
2 就学前教育・保育を充実する	48
3 特色ある学校教育を展開する	52
4 青少年の健全育成を推進する	54
第2章 あったらしいなを「カタチ」にする ～産業～	56
1 企業誘致を実現する	56
2 商工業の振興を図る	58
3 農業の振興を図る	60
第3章 みんないきいき「支え合う」まち ～福祉～	62
1 保健・医療を充実する	62
2 健康づくりを推進する	64
3 地域福祉を充実する	66
4 高齢者福祉を充実する	68
5 障害者福祉を充実する	70
第4章 みんなの「学びたい」をかなえる ～地域教育～	72
1 生涯学習を充実する	72
2 生涯スポーツを充実する	74
3 歴史・文化を保全・継承する	76
4 人権意識を向上する	78
5 男女共同参画社会を実現する	80
第5章 日々の暮らしに「潤い」を ～安心・安全、生活基盤～	82
1 災害に強いまちを実現する	82
2 防犯・交通安全を充実する	84
3 交通体系を充実する	86
4 住環境を整備する	88
5 上下水道を適切に維持・管理する	90
6 環境と調和した暮らしを推進する	92
第6章 みんなで創る三宅の「ミライ」 ～協働・行財政～	94
1 協働のまちづくりを推進する	94
2 行政サービスを充実する	96
3 健全な財政運営を行う	98
4 情報発信を充実する	100
5 広域行政を進める	102

資料編

1 諮問書・答申書	106
2 三宅町基本構想審議会条例	108
3 三宅町基本構想審議会委員名簿	109
4 各施策における満足度について	110
5 アンケート調査結果の概要	112
6 用語解説	124

◎本編中、右肩に「※」を付与している語句については、巻末資料編の用語解説にて詳しく説明しています。

総合計画とは

総合計画とは、三宅町が将来どのような「まち」をつくっていくのか、そのためにだれが、どんなことをしていくのかをまとめたものです。

たとえば、めざすべき目的地へ向かって航海をするには、「針路」が必要です。

針路を定めずやみくもに船をこぎ出してしまうと、途中で目的地を見失い迷ってしまうかもしれません。

また、船は一人きりでこぐことはできません。

目的地へたどり着くためには、乗組員全員がしっかりと針路を共有し、それぞれ役割分担を行いながら、全員で協力して船をこいでいく必要があります。

つまり、三宅町を船だとすると、総合計画は「まちづくりを進めていくための羅針盤」であるともいえます。

【羅針盤としての総合計画(イメージ)】



三宅町のめざす未来



自然災害

人口減少

少子高齢化



総合計画が“まちづくり”の方向性を定める

第Ⅰ部 総論



第1章 はじめに

1 三宅町総合計画策定の背景と趣旨

三宅町(以下「本町」という。)では、平成23(2011)年度を初年度とする第3次基本構想において、「～万葉の花、あざさが咲き誇る～ 人と自然と歴史を育みきらめくまち みやけ」をめざすべき将来像に掲げ、平成32(2020)年度を目標年度として、その実現に向けたまちづくりに取り組んできました。

この間、人口減少社会のさらなる進行、経済成長の鈍化、各地で発生する大規模災害など、社会経済を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、複雑多様化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりが求められています。

国においては、平成23(2011)年5月に地方自治法が改正され、市町村への基本構想策定の義務付けが撤廃されました。そのため、それぞれの自治体において総合計画のあり方(位置付け、役割)を自ら設定し、推進することが必要となっています。

また、本町においては、平成27(2015)年9月に奈良県と協定した「まちづくりに関する包括協定」、今後奈良県とともに進めてゆく「工業ゾーン創出プロジェクト」等の取り組みにより、土地利用の考え方を大きく変える必要が生じています。

このような状況を踏まえ、10年後のめざすべき目標である「まちの将来像」及びこの達成に向けた「まちづくりの基本理念」を新たに設定するとともに、本町を取り巻く課題を住民と行政の協働[※]及び役割分担を通じて解決し、暮らしのさらなる向上をめざすため、住民と行政の共通の指針となる「三宅町総合計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

2 計画の目的と役割

本計画は、平成28(2016)年3月に制定した「三宅町総合計画策定条例」に基づき、本町のまちづくりの最上位計画として、総合的かつ計画的な町政運営を推進するために策定したものです。

また、住民や地域、団体、企業においては、本計画を共通の目標として、町政に対する理解や協力、積極的な参画を期待するとともに、国や県には、計画の実現に向けた支援と協力を要請するものです。

3 計画の構成と期間

本計画は、町がめざす「まちづくりの基本理念」並びに「まちの将来像」を示す基本構想と、構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示す基本計画の2部構成とし、平成30(2018)年度から平成39(2027)年度までの10年間を計画期間とします。また、時代潮流の変化に合わせて柔軟に見直しを行うものとします。

第2章 三宅町のすがた

1 三宅町の概況

本町は、奈良盆地の中央部に位置し、東側と南側は田原本町、北は天理市と川西町、西は河合町と広陵町に接しており、東西約3.4km、南北約2.0km、面積4.06km²と奈良県で最も小さなまちであり、全国でも2番目に小さいコンパクトなまちとなっています。

遺跡や環濠集落[※]、社寺林などの歴史的環境、豊かな田園的環境に恵まれるなど、人々に憩いやすさを与えてくれる環境が備わっています。また、万葉集の相聞歌の中に「三宅の原」や「三宅道」と詠われているように、万葉の時代からその名を知られた歴史の息づくまちです。

交通アクセスは、平成27(2015)年3月に京奈和自動車道三宅I.C.が開通したことにより、飛躍的に向上しています。車で奈良市まで約30分、大阪・京都まで約1時間、名古屋まで約2時間30分の立地環境になり、今後の整備により和歌山にも直結することとなります。さらに、大和中央道の延伸である都市計画道路大和郡山川西三宅線の整備により、三宅I.C.を取り巻く環境のさらなる充実が見込まれます。

鉄道においては、町内の近鉄橿原線石見駅、近鉄田原本線但馬駅の2駅に加えて、隣接する町の近鉄橿原線結崎駅(川西町)、近鉄田原本線黒田駅(田原本町)の2駅も徒歩圏内となっており、恵まれた交通網環境にあります。

2 三宅町の歴史・沿革

(1) 古代(古墳・飛鳥・奈良・平安時代)

本町の歴史は遠く古代にまでさかのぼります。3世紀中頃、吉備や三河など他の地域から来た人が居住し、水田耕作を行っていました。4世紀頃にはヤマト王権の直轄領である「屯倉(みやけ)」となります。本町の「みやけ」はこのことを指すといわれており、穀物を納める倉庫を意味します。三宅古墳群は、屯倉を統治していた人々の墓とみられ、5世紀末から6世紀初めにかけて造られました。同時期の遺跡には、同じく屯倉との関わりが考えられる三河古墳群(三河遺跡)や、さまざまな埴輪等が出土したことで知られる石見遺跡があります。

7世紀初頭には太子道(筋違道)が造られます。太子道には、聖徳太子が斑鳩宮から「三宅の原」を経て飛鳥の小墾田宮へ、お供の調子麿を従え、愛馬黒駒に乗って通われたという伝承があります。また、それ以降奈良盆地に条里制が施行されましたが、本町域もその一部に含まれ、その名残は今もなおお範囲に残っています。

(2) 中世(鎌倉・室町・安土桃山時代)

中世になると、人口増加により、班田収授法が乱れ荘園制が進み、本町にも興福寺に関係したと思われる荘園がわずかにみられます。

この時代の集落は、一般に条里の坪毎に人家が点在する散村の形態となっていました。戦国争乱の時代へと向かうにつれて村落は集村の形態をとるようになり、15世紀後半になると自衛を強めるために環濠集落の形態がとられました。このような環濠集落の面影は今日も石見、伴堂、屏風にみられます。

また、本町で生まれた鎌倉時代の高僧、忍性菩薩(良観房忍性)は、日本における社会福祉事業の先駆者であるといわれています。

(3) 近世(江戸時代)

近世の本町は郡山藩に属し、石見、伴堂、但馬、小柳、屏風の5村に分かれていました。また、稲作を中心とした農業が盛んに営まれていました。

(4) 近代・現代(明治・大正・昭和・平成)

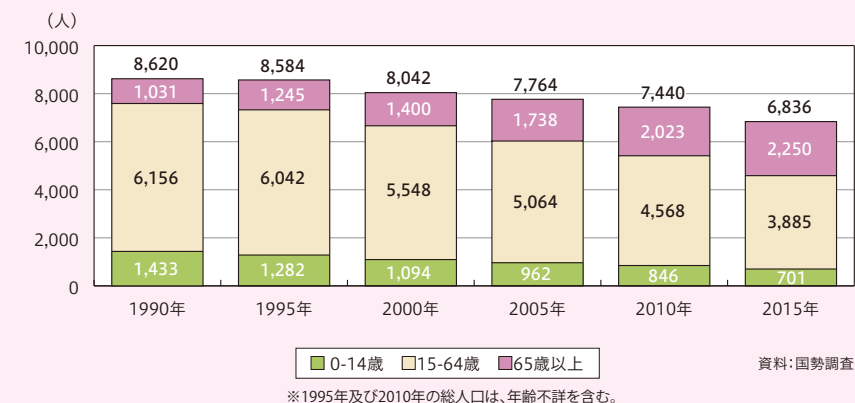
明治維新を迎え廃藩置県、大区小区、連合戸長役場の設置などの変遷を経て、明治22(1889)年4月1日に三宅村が成立しました。昭和40(1965)年頃より、石見、屏風地域において住宅団地建設が進み人口が急増し、昭和49(1974)年4月1日に町制が施行され三宅町となりました。平成26(2014)年には三宅町制40周年を迎え、現在に至っています。

3 三宅町の人口・世帯等の状況

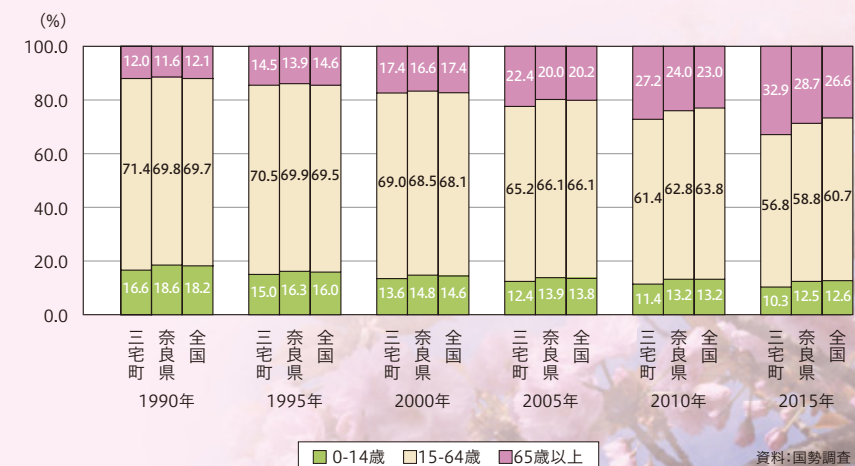
(1) 三宅町の人口の状況

本町の総人口は、平成2(1990)年から減少傾向にあり、平成27(2015)年では6,836人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)はともに減少が続いており、老年人口(65歳以上)は増加しています。高齢化率(人口に占める65歳以上人口の割合)は平成27(2015)年で32.9%と、ほぼ3人に1人が高齢者となっています。

【総人口の推移】



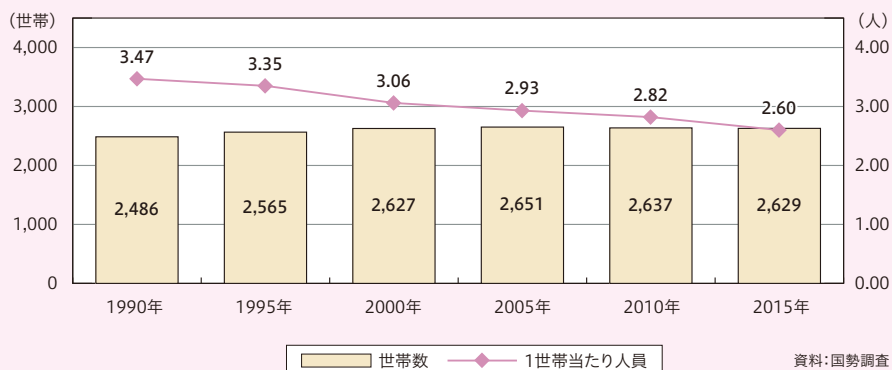
【年齢3区分別人口比率の推移及び全国、奈良県との比較】



(2) 三宅町の世帯の状況

本町の世帯数と1世帯当たり人員の推移をみると、世帯数については平成17(2005)年からわずかながら減少傾向となっています。また、1世帯当たり人員についても平成2(1990)年から減少傾向となっており、核家族化が進んでいます。

【世帯数と1世帯当たり人員の推移】

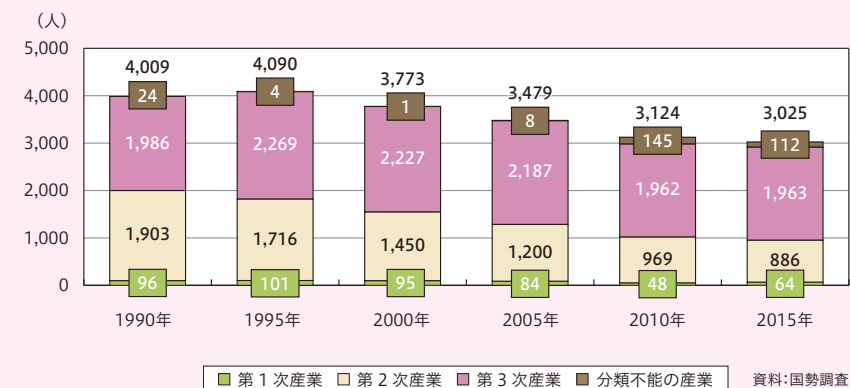


(3) 産業の状況

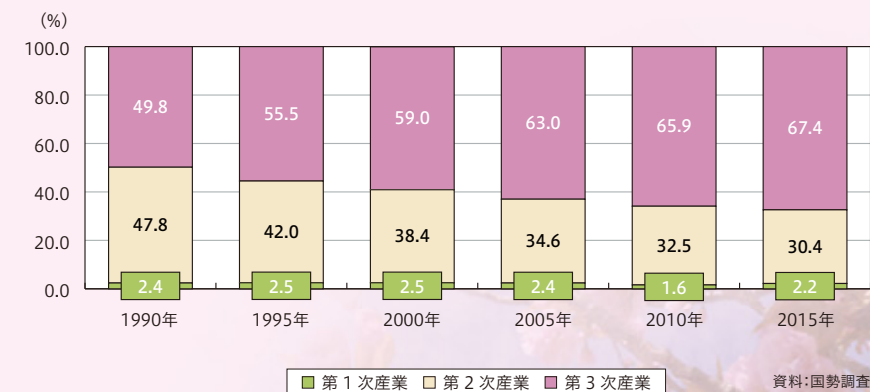
① 住民の産業別就業状況

本町の住民における就業している人(以下「就業者」という。)の数は、平成7(1995)年から減少傾向にあります。産業別就業者比率の推移でみると、平成2(1990)年から平成27(2015)年にかけて第2次産業の割合が低下し、第3次産業の割合が増加しています。

【産業別就業者数の推移】



【産業別就業者比率の推移】

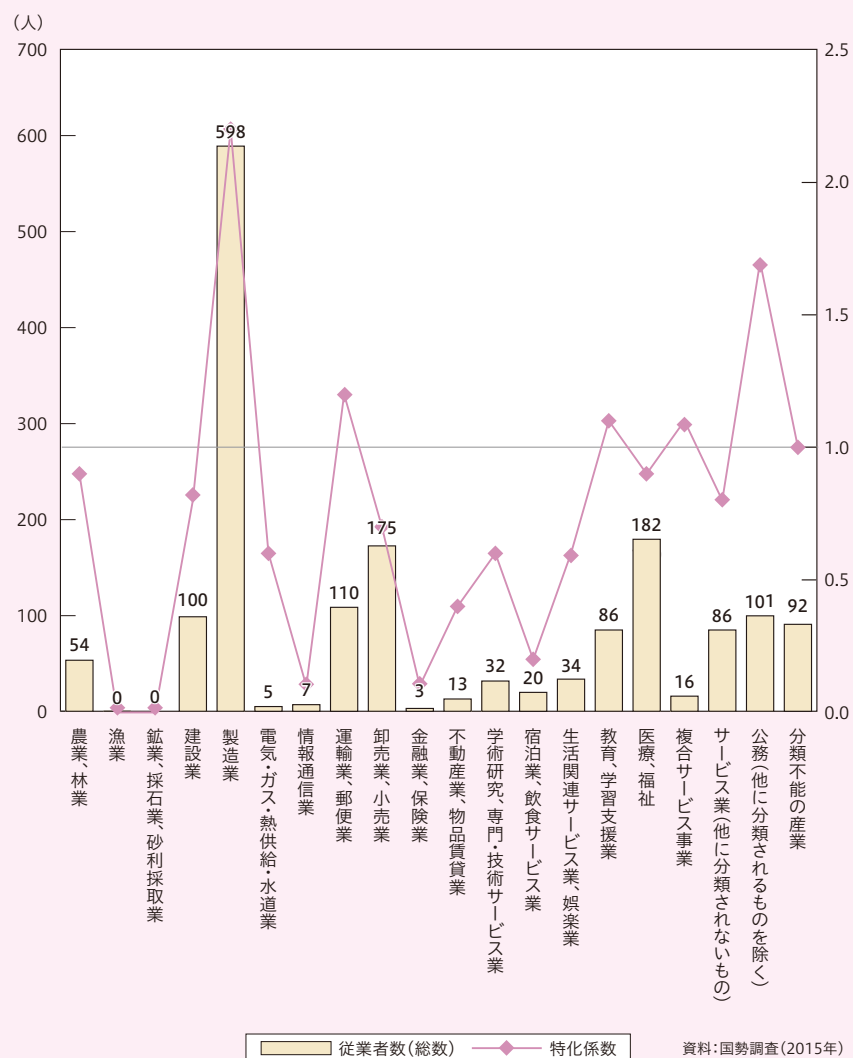


② 本町における従業者数の状況及び特化係数

本町における従業者数(町外に居住する人を含む。)については「製造業」「医療・福祉」「卸売業、小売業」の順に多くなっています。

特化係数※については「製造業」が高くなっており、本町の特性をあらわす産業であるといえます。

【本町における従業者数の状況及び特化係数】



4 アンケート・ヒアリングからみる町民意識

(1) 町民意向調査

① 調査について

本計画を策定するにあたり、町が進むべき方向について住民の考えを把握し、計画策定の基礎資料とするため実施しました。

【調査の概要】

調査区域	三宅町全域
調査対象	18歳以上の町民から2,000人を無作為抽出
調査時期	平成28(2016)年9月～10月
配布数	2,000票
回収数	718票
回収率	35.9%

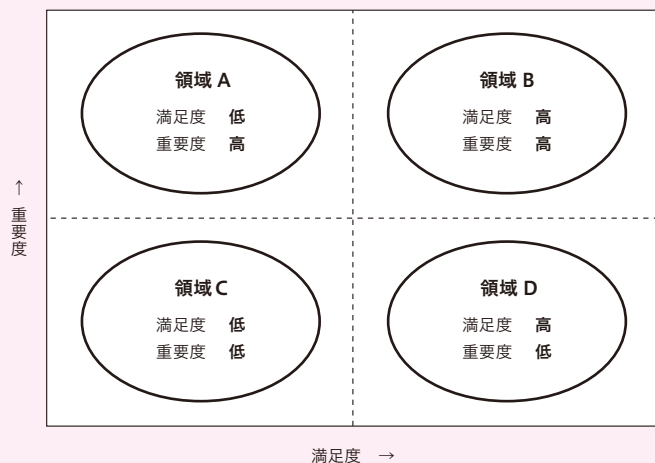
② 満足度と重要度の相対比較について

本町のまちづくりに関する26項目(17ページの散布図に記載)の取り組みそれぞれに対して「満足度」とこれからの「重要度」についてうかがいました。

満足度の点数は「満足している」= 4点、「ある程度満足している」= 3点、「あまり満足していない」= 2点、「全く満足していない」= 1点として、「わからない」「不明・無回答」を除く件数で除して各項目を平均したものです。

重要度の点数は「重要である」= 4点、「ある程度重要である」= 3点、「あまり重要ではない」= 2点、「全く重要ではない」= 1点として、「わからない」「不明・無回答」を除く件数で除して各項目を平均したものです。

【 散布図における4象限の分類 】



領域	説明
A	重要度が高いにも関わらず満足度が低く、優先して充実が求められている項目
B	満足度も重要度も高いため、継続して充実する必要がある項目
C	満足度は低いものの重要度も低いため、他の項目の優先順位を勘案しながら、満足度を向上していくべき項目
D	満足度は高く、重要度が低いため、今後場合によっては満足度の低い他の項目へ優先順位をシフトしていくことを検討する必要がある項目

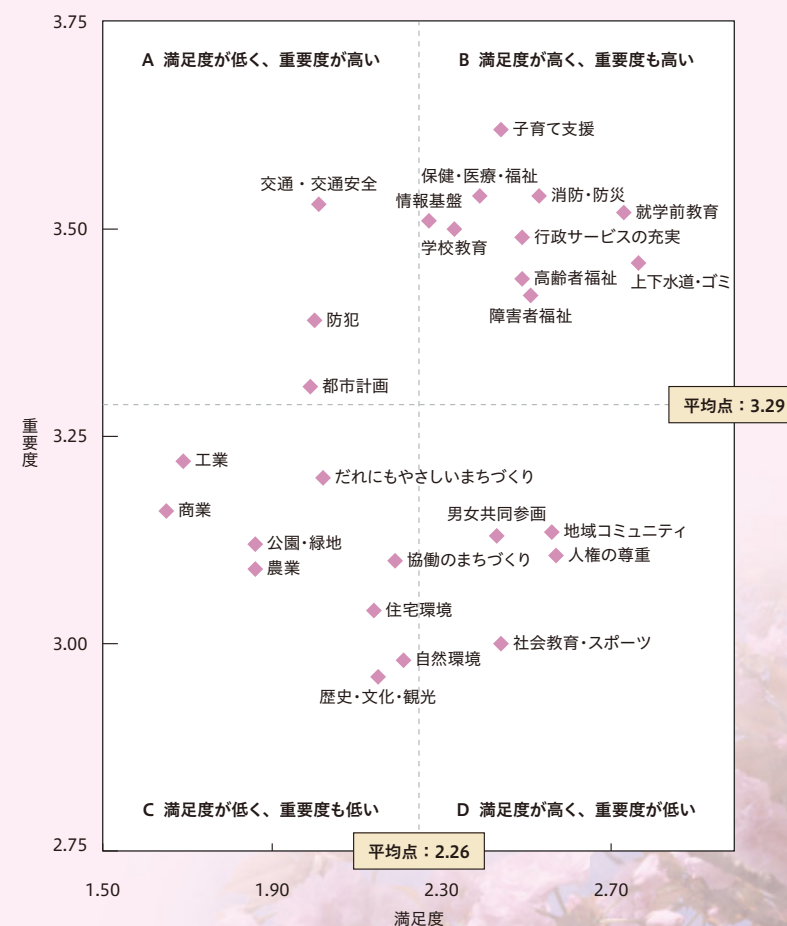
*上記の領域については、26項目の取り組みの相対的な位置関係を示すために便宜上設定した分類です。

③ 満足度と重要度の散布図について

「交通・交通安全」「防犯」「都市計画」がAの領域に分類され、今後優先して充実する必要がある項目と考えられます。

また、「子育て支援」「保健・医療・福祉」「消防・防災」等の福祉や安心・安全に関わる項目がBの領域に分類されており、満足度は高いものの、今後も引き続き充実した取り組みが必要と考えられます。C及びDの領域については、各分野の状況と優先順位を勘案しつつ、効果的に取り組んでいく必要があります。

【 満足度・重要度の散布図 】



(2) 中学生アンケート

① 調査について

本計画を策定するにあたり、町の将来を支える中学生が本町についてどう感じているかを把握し、計画策定の基礎資料とするため実施しました。

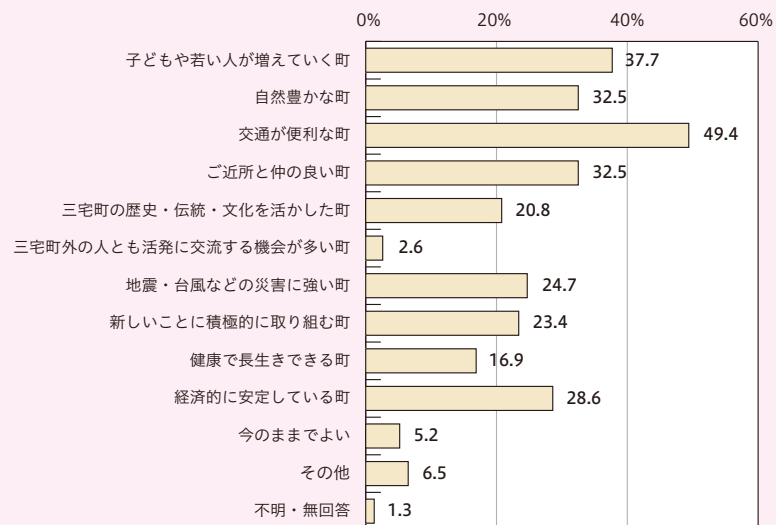
【調査の概要】

調査対象	式下中学校に在籍する三宅町在住の生徒
調査時期	平成28(2016)年9月～10月
配布数	135票
回収数	127票
回収率	94.1%

② 調査結果について

町を良くしたり元気にするために、めざすべき町の姿についてみると、「交通が便利な町」が最も高く49.4%、次いで「子どもや若い人が増えていく町」が37.7%、「自然豊かな町」「ご近所と仲の良い町」がともに32.5%となっています。

【三宅町を良くしたり元気にするために、めざすべき町の姿】 (三宅町を良くしたり元気にしたいと答えた生徒のみ回答)



(3) 関係団体意向調査

① 調査について

本計画を策定するにあたり、町の関係団体を対象に、活動状況や課題を把握するとともに、まちづくりの提言をうかがい、計画策定の基礎資料とするため実施しました。

【調査の概要】

調査対象	・三宅町自治会長会 ・三宅町商工会 ・三宅町農業委員会 ・三宅町民生児童委員協議会 ・三宅町教育委員会 ・三宅幼児園保護者会 ・三宅ボランティアガイドの会 ・三宅町生活安全推進協議会 ・三宅町婦人会 ・三宅町消防団 ・三宅小学校PTA 以上、11団体
調査時期	平成28(2016)年10月
調査方法	ヒアリング調査

② 主なご意見について

《産業振興、雇用の確保などについて》

- 京奈和自動車道三宅I.Cを中心とした商工業の企業誘致により、雇用の確保を図ることが必要。
- 企業誘致の環境整備のため道路の充実を図り、企業立地による雇用の場が確保されるための取り組みが必要。

《子育て支援、教育・文化の振興などについて》

- 教育の質を一貫して向上させるとともに、家庭・地域・学校がー丸となって教育力の向上に取り組むことが必要。
- 三宅町に生まれた人が愛着を持つことができる取り組みが必要。
- 多くの人に歴史ある町であることをPRすることが必要。
- 子育てに係る費用のサポートを充実させることが必要。
- 三宅町ならではの風景を積極的に活用したまちづくりが必要。

4. アンケート・ヒアリングからみる町民意識

《福祉の充実、健康・医療体制の充実について》

- 高齢者が外出するきっかけづくりを行うとともに、日用品を手に入れる方策の充実が必要。
- 子どもの安全を確保するために、病院を誘致するなど医療体制の充実が必要。

《防災対策の充実、環境保全などについて》

- 地域の防災対策の充実とともに、後継者の確保が必要。
- 公園の整備及び新設が必要。

《町の活性化や移住・定住の促進などについて》

- 子どもや高齢者が安心して生活できる町。若者が定住し、農地の荒廃を防ぐまちづくりを進めることが必要。
- 町内の団体の連携を活性化し、活動内容を充実させることが必要。
- あらゆる産業分野における後継者の確保、育成が必要。

《近隣市町との連携について》

- 交流拠点を活用して、観光案内所を設置することが必要。

第3章 社会潮流

1 人口減少社会と少子高齢化の進行

日本の人口は減少局面に入っており、平成27(2015)年の国勢調査では、平成22(2010)年と比べて100万人近い減少となっています。また、このまま対策を講じずに推移すると、人口は急速に減少することが予測されています。

人口減少は労働力の低下や税収不足など、社会生活においてさまざまな課題をまねくことが予測されます。地域資源を活かしたまちづくりを進める中で、まちへの愛着や誇りを持った住民を増やすなど、人口減少社会に対応した取り組みを進める必要があります。

また、国においては、人口減少に歯止めをかけるため、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出し、活力あふれた地方の創生をめざすことを急務の課題とした、地方創生の取り組みを推進しています。さらに、高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、生きがいづくりや介護予防対策に取り組むことができる環境整備が求められています。

2 地域経済・産業構造の変化

世界における貿易・投資の拡大を背景に、産業構造の変遷やアジア各地域の急速な経済成長など、人的資本や物的資本の流動が世界的に広がり、経済のグローバル化が進んでいます。国内企業ではアジア諸国への進出傾向が高まるなど、日本経済においては成長するアジア経済の動向に注視が必要となっています。

国内においては、サービス業など第3次産業の就業者数が増加する傾向にありますが、担い手不足から第1次産業及び第2次産業の衰退が進んでおり、雇用機会が減少するなど、地域の活力低下につながることが懸念されます。

さらに、終身雇用制度や年功序列の賃金体系が崩れる中、企業は景気の長期低迷を背景に、非正規労働者の活用、人員整理などにより収益力回復の強化を図ったものの、完全失業率の上昇や雇用者の平均給与の減少などを引き起こし、貧困層の発生や定職を持たない労働力の増加をまねいています。このため、就労支援や雇用機会の提供を強化するとともに、若者や女性の力を最大限引き出し、持続的な経済成長を実現することが重要となっています。

3 安心・安全が確保される社会

近年、全国各地で局地的な集中豪雨などにより、甚大な被害が発生しています。また、国内外で大規模な地震が多発しており、特に我が国では東海・東南海・南海地震の発生も懸念されています。平成23(2011)年に発生した東日本大震災では、津波などにより生活環境そのものが崩壊する被害に見舞われたものの、その回復を支援する取り組みや住民同士が協力した支え合い活動が現在も行われています。このような、地域における防災活動の重要性があらためて認識され、地域防災活動への関心が高まっています。

今後、災害時の被害を最小化させる「減災」に向け、災害時要援護者に対する支援対策など、行政による取り組みと合わせて、住民や企業をはじめとした地域の主体が連携して、防災のまちづくりを推進することが求められます。

防犯面では、全国における刑法犯罪の認知件数は平成14(2002)年をピークに減少傾向にあり、特にこれまで増加し続けていた窃盗犯の件数が減少に転じています。検挙率の上昇と合わせ、地域防犯の取り組み強化などがその要因として考えられています。

今後も住民が安心して暮らせる防犯体制及び防犯活動の強化などが求められることから、ボランティアやNPO※等を含め、地域と連携した見守り体制の充実や、防犯対策の強化が重要となっています。

4 環境に配慮した社会

社会経済活動による環境負荷などにより、恵み豊かな自然環境が損なわれるおそれが生じており、自然環境の保護・保全に向けた河川の環境改善等について、行政と住民が協働して活動を行うことが求められています。

また、環境負荷の少ない持続可能な経済社会をめざし、リデュース、リユース、リサイクルなどを推進し、環境に優しい循環型社会※への転換が必要です。さらに、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスが排出されることによる地球温暖化が進行しており、低炭素型の都市・地域構造や社会経済システムの形成が求められています。

このような環境問題に対応するためには、社会経済活動のあらゆる局面で環境への負荷を低減していく必要があり、環境問題への配慮が企業・団体の取り組みとして不可欠な要素となっています。

5 高度情報化社会

情報通信技術(以下「ICT※技術」という。)の発達と情報通信機器の普及・多様化により、国民生活や企業活動、行政サービス、社会経済システム等が大きく変化しており、今後も、この変化はさらに加速するものと予測されます。ICT技術の利活用の促進は、経済成長の低下や環境問題、人口減少社会の進行など、国内のさまざまな社会的課題の解決方法のひとつとして期待が高まっています。

今後、産業立地の分散や就労形態の多様化をはじめ、防災や防犯、医療・介護等のさまざまな分野での活用など、積極的に地域づくりや人的・物的交流の活性化につなげていくことが求められています。さらに、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りとともに、データ化や自動化等が進み、新たな付加価値を生み出す「モノのインターネット」(IoT: Internet of Things)の進展も注目されています。

一方でICT技術を悪用した犯罪が増加するなど社会問題化しており、安心・安全に情報通信ネットワークを利用できるよう、対策を講じていく必要があります。

6 地方分権型社会

若年層の流出や少子高齢化の進展による地域力の低下に加えて、コミュニティ※の弱体化が進んでいます。これまでの行政主導のまちづくりから住民や団体、企業等と行政による協働のまちづくりへと転換し、地方分権型社会の構築が求められています。

そのため、地域社会におけるコミュニティの担い手の確保やコミュニティ活動の活性化を図るだけでなく自治組織やNPOなど、地域で活動を行う主体が課題とビジョンを共有し、まちづくりを実践していく「地域経営」の視点が重要となります。

今後は、「地域経営」の視点に基づき、「自助」「共助」「公助」による役割を明らかにするとともに、住民と行政のパートナーシップを強化していくことが求められています。

第4章 まちづくりの現状・課題

1 子育てしやすい地域づくり

本町の人口は減少が続いており、今後もこの状況は続くことが予想されます。このため、さらなる少子高齢化への対策に努めるとともに、まちの活力向上を図ることが重要です。

本町では、三宅幼児園が平成28(2016)年度に幼保連携型認定こども園に移行する以前から、保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園における教育と保育所における保育を有機的に組み合わせた幼児教育(幼保一体化教育)を、全国に先駆けて取り組んできました。また、幼稚園と小学校の連携強化を図るとともに、地域での見守り活動に取り組むなど、充実した子育て環境で子どもを育てています。

その魅力を積極的に発信し、子育て世代の移住を進める必要があります。さらに、若い世代が安心して働き、結婚、妊娠、出産、子育てができる環境をより一層整備するとともに、転出を抑制するために、住民が住み続けたいと思える、魅力あるまちづくりを進めることが重要です。

2 まちの活力の創出

本町は、奈良盆地の肥沃な耕作地を有することから、豊かな農産物が生産されています。また、地場産業である革製品製造業、特に野球用グローブ・スパイクなどのスポーツ用品は地域ブランドとなっており、その品質の高さは全国から注目を集めています。

しかしながら、生産年齢人口の減少が続いており、産業の担い手が不足していくことが想定されます。奈良県と連携した工業ゾーン創出プロジェクトによる新規企業の誘致とともに、町内企業の事業拡大や地場産業の振興を促し、就労環境を向上させることで、地域の活性化を促す必要があります。

さらに、若者や女性をはじめとする労働力を確保するとともに、本町で働くことの魅力を発信することで移住・定住を促し、まちの活力創出につなげることが重要です。

3 やすらぎのある地域づくり

高齢化の進展に伴い、住民の3人に1人が65歳以上となっています。今後は介護や支援を必要とする人の増加が予測されることから、健康づくりや介護予防の推進など、高齢者による自発的な取り組みへの支援や、地域で支え合う体制の整備が求められます。また、意欲のある高齢者が地域で活躍できる環境整備が求められます。

さらに、あらゆる人権が尊重される社会の実現が求められていることから、地域の理解を促進し、高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進める必要があります。

また、本町の特色を活かしたまちづくりを進めるために、歴史・文化を保全し継承を図るなどの取り組みが求められます。

4 安心・安全な環境の整備

本町では、全自治会で自主防災会が結成され、災害対策への意識が高まっています。今後も「防災」に向けて地域と行政の協働により取り組むとともに、災害による被害を最小化させる「減災」を視野に入れた取り組みを進める必要があります。

また、全国的に子どもや高齢者などの社会的弱者を狙った犯罪が目立っていることから、自主防犯組織との連携を強化し、犯罪の未然防止に取り組むとともに、相談窓口の充実が求められます。

5 暮らしやすさの向上

人口減少や少子高齢化が進む中、道路整備や駅周辺の整備による利便性の確保、よりよい医療環境、空き家・空き地の対策などが求められており、住民の暮らしやすさの向上や若い世代に選ばれるまちづくりを進めていく必要があります。

また、環境美化を推進し、ゴミの減量化や資源循環型社会の実現に向けて取り組み、環境と調和したまちづくりを進めていくことが求められます。

6 協働のまちづくりの推進

住民のまちづくりへの意識が高まる中、複雑多様化する地域課題に対応していくためには、住民や地域団体など多様な主体がまちづくりに関わり、新たな価値やサービスを創出していくことが求められます。

そのため、各主体と行政の対話の充実により、まちの課題やまちづくりの方向性を共有し、お互いに信頼関係を築きながら協働のまちづくりを進めていく必要があります。

7 時代に即した行財政運営の推進

人口減少に伴う税収の減少、高齢化に伴う社会保障費の増加、公共施設の老朽化など、今まで以上に厳しい行財政運営が見込まれます。時代の変化に柔軟に対応したまちづくりを進めるためには「選択と集中」による効果的な行政運営を行うとともに、ICT技術を積極的に活用するなど、利便性の高い行政サービスの展開を図ることが重要です。

また、サービスの安定的・継続的な提供のために、財源の確保や公共施設等の計画的な維持管理に取り組み、持続可能で安定した財政基盤を確立していく必要があります。

さらに、町単独では対応できない行政課題の解決に向けては、県や近隣市町村、関係機関との連携を進めていくことが求められます。

第II部 基本構想

第1章 まちづくりの考え方 ～基本理念～

基本理念は、わたしたちが三宅町でまちづくりに取り組むうえで、最も大切にしていきたい考え方です。これらの基本理念をもとにまちづくりに取り組み、将来像の達成をめざしていきます。

1 つながり、支え合い、 安心できるまちをめざす

住民同士が積極的にあいさつを交わすとともに声を掛け合うなど、主体的なつながりを構築していきます。そのことにより、支え合いの輪が広がる、だれもが安心して住み続けられるまちをめざします。

2 出会い、高め合い、 豊かな交流のあるまちをめざす

まちには、まだまだ知らない「モノ・コト・ヒト」があふれています。住民同士（ヒト）の出会いはもちろん、そういった「モノ・コト」との出会いにより、お互いを高め合うことができる、豊かな交流のあるまちをめざします。

3 郷土愛を育み、 未来への希望を創造するまちをめざす

町内外への積極的な情報発信と活動の展開により、あらためて「わがまち」を見つめ直すきっかけづくりを進めます。そのことにより郷土愛を育み、未来への希望をみんなで創造するまちをめざします。

第2章 めざすべき将来像

将来像は、今後10年で住民・地域・企業・行政がともにまちづくりを進めていくうえで、共有できる方向性のイメージであるとともに、本町のあるべきすがたの到達点であるといえます。長期的な視点でまちづくりを進めていくためには、この将来像に基づき、まちづくりに携わる人々が同じ目標に向かって協働しながら取り組むことが重要です。

1 三宅町の将来像 ～10年後のあるべきすがた～

本町では、これからのめざすべき将来像を次のように設定します。

～万葉の花、あざさが咲き誇る～
慈愛の風薫り、未来に光射すきらめきのまち、みやけ

町花「あざさ」は、子どもからお年寄りまで幅広く住民に親しまれ、本町を代表するもののひとつです。そして、福祉・子育て環境などが充実していることや忍性菩薩の福祉の精神が息づいている本町の特長を「慈愛」というひとことに内包し、みんなが手を取り合い、あたたかなつながりを築いていくことが輝く未来につながるものと考えます。

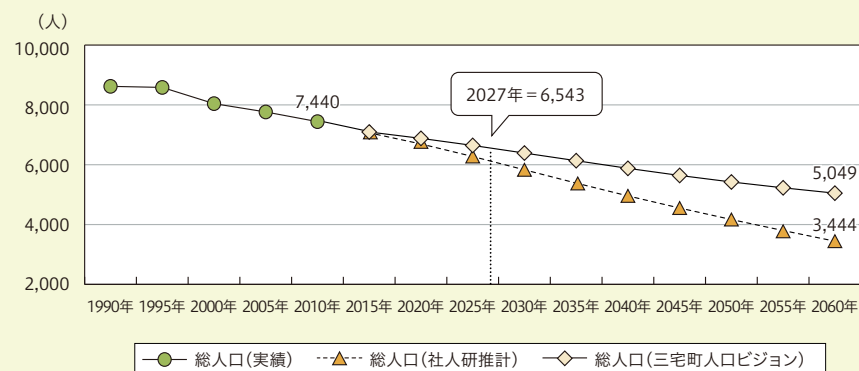
2 人口指標

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が平成25(2013)年3月に公表した推計では、2060年における本町の人口は約3,500人になることが予測されています。

これに対して、平成27(2015)年度に策定した「三宅町人口ビジョン」及び「三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少に歯止めをかけ、町の活力を維持するために2060年における目標人口を5,100人としています。

計画の目標年次である平成39(2027)年度末における将来人口は「三宅町人口ビジョン」及び「三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえて、6,600人をめざすものとします。

【長期的視点による実績及び推計】



本計画における人口指標『平成39(2027)年度末時点』

6,600人

3 土地利用方針

充実する広域ネットワークを活かした整備を推進するとともに、町内外の交流促進や生活の利便性のさらなる向上等をめざします。そのため、地域をつなぐ連携軸及び基盤となるエリア、各地域の魅力・個性を向上させるゾーン、住民生活を支える拠点を設定し、長期的な視点に立った、計画的な土地利用の方向性を定めます。

(1) 町内外をつなぐ連携軸の形成

町内外をつなぎ、交流や活動の活性化を図るとともに、人の移動を支える4つの連携軸を形成します。

① 広域交流連携軸

京奈和自動車道及び都市計画道路大和郡山川西三宅線を中心とした軸で、町外との広域的な交流を図ります。

② にぎわい連携軸

主な町道を中心とした軸で、広域交流連携軸との接続を活かした交流を図ります。また、町の中心的な拠点や交流拠点等の接続を活かして回遊性を高めます。

③ 歴史・文化連携軸

太子道及び町内に点在する史跡等をつなぐルートを歴史・文化連携軸と位置付け、歴史・文化を感じられる周辺整備を図ります。

④ 健康づくり連携軸

本町の田園・河川等に恵まれた環境の中で、ウォーキング、ジョギング等を楽しむことができる軸で、住民の自主的な健康づくりを促します。

(2) 住民生活の基盤となるエリアの形成

本町ならではのコンパクトな町域を活かすとともに、住民生活の基盤となる2つのエリアを形成します。

① 緑と潤いの定住エリア

緑と調和を図った住環境の整備によって定住を促すとともに、だれもが安心して快適に暮らせる地域を形成します。

② 田園エリア

本町の自然環境に恵まれた田園地帯を活かした農業を振興するエリアで、地域ブランドの創出や住環境を保全する地域を形成します。

(3) 産業や交流の中心となるゾーンの形成

各地域の魅力・個性をさらに向上させ、交流の活性化に寄与する3つのゾーンを形成します。

① まちづくり交流ゾーン

本町の交通拠点である近鉄石見駅を中心として、商工業ゾーンとのアクセス強化、地域交流等の拠点整備を進めることで生活利便性の向上や医療・福祉機能の充実を図り、まちの玄関としてのにぎわいを創出する地域を形成します。

② 商工業ゾーン

三宅I.C.周辺において、周辺環境と調和を図った、商工業施設が立地する地域を形成します。

③ 歴史・文化ゾーン

三宅古墳群をはじめとする史跡等、本町の歴史・文化を伝えるゾーンで、住民や来訪者が本町の歴史・文化に親しむことができる地域を形成します。

(4) 住民生活を支える拠点の形成

公共施設を中心とした、住民生活を支える2つの拠点を形成します。

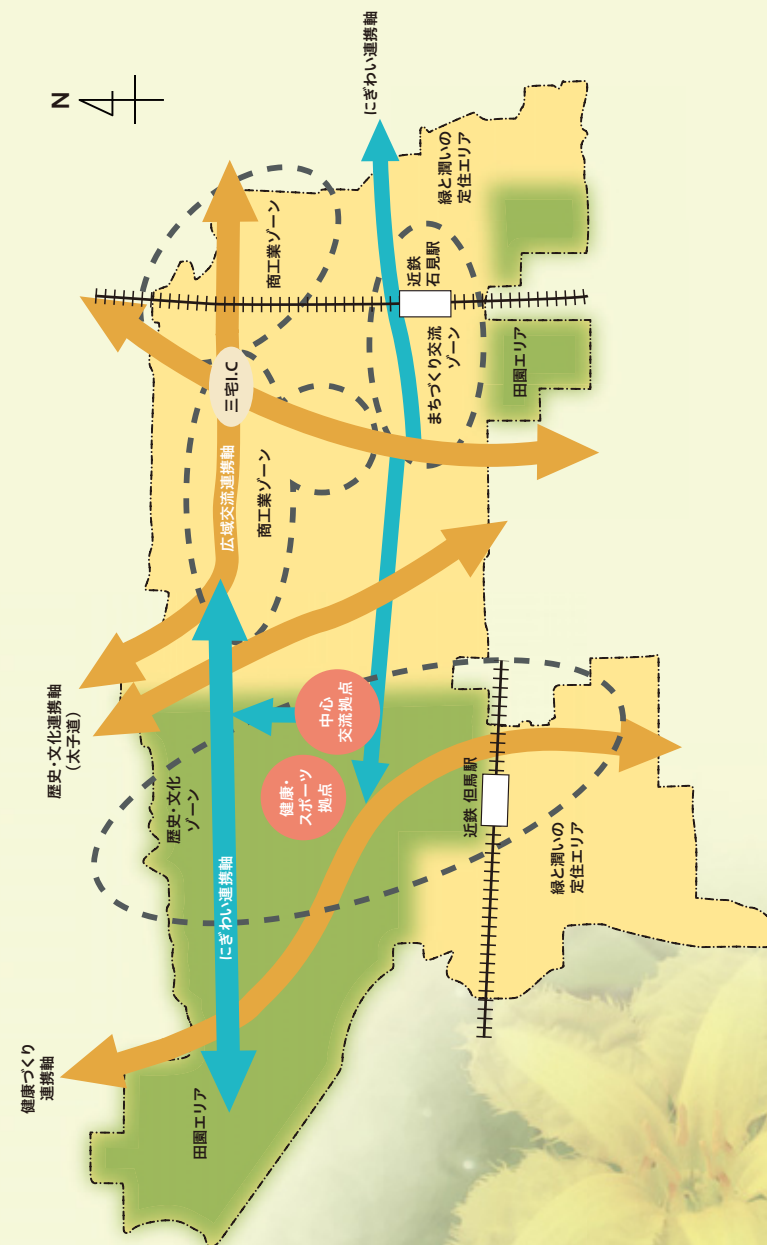
① 中心交流拠点

行政施設や教育、福祉施設など、公共サービスを提供し、住民生活を支える機能を提供する拠点を形成します。

② 健康・スポーツ拠点

住民が主体的に健康づくりに取り組む場で、生涯スポーツや介護予防等、幅広い取り組みの拠点を形成します。

【土地利用方針図】



第3章 今後のまちの方向性 ～施策の大綱～

施策の大綱については、基本計画においてさらに具体化するとともに、計画的な行財政運営により、着実に推進していきます。

1 子どもの「笑顔」はみんなの元気

～子育て～

本町の充実した子育て環境に磨きをかけ、子どもの健やかな育ちと子育てを地域や社会全体で支えることにより、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます。また、町の未来を担う子どもの豊かな心と健やかな体を育むとともに、多様な体験活動の充実に努めます。

(1) 子育て支援を充実する

安心して子どもを産み、育てることができる環境のさらなる充実を図ります。

(2) 就学前教育・保育を充実する

幼稚園における教育・保育の質の向上に取り組むとともに、地域との連携を図った就学前教育を展開し、きめ細かなサービスの提供に努めます。

(3) 特色ある学校教育を展開する

児童・生徒の学力や生きる力の向上に向けて取り組むとともに、学校・家庭・地域社会等との連携を図った教育を展開し、教育環境の充実に努めます。

(4) 青少年の健全育成を推進する

家庭、学校や地域の連携を強化し、地域ぐるみで青少年の非行・被害防止及び健全育成を図る取り組みを推進します。

2 あったらしいなを「カタチ」にする

～産業～

本町を取り巻く交通網のさらなる充実を好機と捉え、企業誘致の実現をめざした取り組みを推進します。また、町の伝統ある製造業をはじめとする地場産業の活性化や、本町の特色ある農業の振興を図るなど、雇用の創出に取り組みます。

(1) 企業誘致を実現する

企業誘致の実現に向けて取り組みます。

(2) 商工業の振興を図る

本町の特色ある地場産業の活性化に取り組み、地域経済の底上げを図るとともに、各種団体との連携を行い、商工業の振興を図ります。

(3) 農業の振興を図る

本町の特産品を中心に生産振興と高付加価値化を図り「三宅ブランド」の確立に努めます。また、農業の担い手の確保・育成に取り組むなど、持続的な農業の振興を図ります。

3 みんないきいき「支え合う」まち

～福祉～

本町に住むだれもが安心して暮らせる地域の実現に向けて、健康・福祉のさらなる充実に取り組むとともに、地域住民が助け合い、支え合いながら、健やかでぬくもりのあるまちづくりを進めます。

(1) 保健・医療を充実する

だれもが十分な医療を受けられるよう、近隣の医療機関並びに市町村医師会等との連携を図り、医療環境の向上に努めます。また、住民の健康意識の啓発を図り、各種健診（検診）の受診を促し、生活習慣病※の予防に取り組みます。

(2) 健康づくりを推進する

すべての住民が生涯健康に過ごすことができるよう、取り組みの充実を図ります。また、食育※を通じた健康意識の向上に取り組みます。

(3) 地域福祉を充実する

地域住民同士で支え合う意識の啓発・向上に向けた取り組みの充実を図ります。

(4) 高齢者福祉を充実する

高齢者の介護予防を支援しつつ、地域で見守り、支え合う意識を育み、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(5) 障害者福祉を充実する

障がいのある人への理解を促す情報発信に努めるとともに、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援を行います。

4 みんなの「学びたい」をかなえる

～地域教育～

だれもが気軽に学ぶことができ、スポーツに取り組むことができる環境整備を推進するとともに、活動を通じた世代間交流を促進します。また、地域ぐるみの学び合いを進め、本町の歴史・文化の保存・継承に取り組みます。さらに、人権擁護や男女共同参画を進めるなど、住民相互の理解促進に努めます。

(1) 生涯学習を充実する

幅広い年齢層の住民の多様な学習ニーズに対応するなど、生涯学習活動のさらなる充実を図ります。

(2) 生涯スポーツを充実する

より多くの住民がスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動の充実・普及に向けた取り組みを進めます。

(3) 歴史・文化を保全・継承する

町内の歴史・文化財の適切な保全を図るとともに、観光資源としての活用方策などを検討します。

(4) 人権意識を向上する

人権意識の向上のため、各種団体との連携の強化を図り、人権を尊重し合えるまちづくりを進めます。

(5) 男女共同参画社会を実現する

男女共同参画に関する学習機会の確保や啓発活動の推進により、男女共同参画意識の向上に努めます。

5 日々の暮らしに「潤い」を

～安心・安全、生活基盤～

甚大化する災害から住民の生命と財産を守るため、防災体制の充実に努めるとともに、防犯・交通安全意識の向上に取り組み、安心・安全の確保を進めます。また、周辺環境と調和した快適な生活基盤の整備による利便性向上を図り、快適なまちづくりを進めます。

(1) 災害に強いまちを実現する

住民のさらなる防災意識の向上を図るとともに、地域との連携を強化した防災対策を充実します。

(2) 防犯・交通安全を充実する

防犯意識、交通安全意識の向上に取り組み、安心・安全なまちづくりを進めます。また、地域の実情に即した安全対策を進めます。

(3) 交通体系を充実する

住民の利便性向上に向けて取り組みます。

(4) 住環境を整備する

町内への定住を促進するとともに、町営住宅の適切な管理・運営を進めます。さらに、近年増加傾向にある空き家等についての適切な対策を講じます。

(5) 上下水道を適切に維持・管理する

上下水道の適切な維持・管理に努めるとともに、上水道の広域化に向けた取り組みを進めることで安定した水の供給を行います。

(6) 環境と調和した暮らしを推進する

住民や各種団体、行政等の連携を強化し、環境保全活動や環境への負荷抑制に取り組みます。

6 みんなで創る三宅の「ミライ」

～協働・行財政～

住民と行政が、さまざまな分野において情報と価値観を共有し、適切な役割分担のもとで協働を推進し、複雑多様化する地域課題の解決に取り組みます。また、質の高い行政サービスの実現に取り組みつつ、健全な財政運営を進めます。さらに、行政による積極的な情報発信に努めるとともに、町単独で解決が困難な課題については周辺自治体等と連携を図り、より効率的な課題解決に取り組みます。

(1) 協働のまちづくりを推進する

協働に関する意識啓発を行うとともに、住民と行政の対話の充実を図ります。

(2) 行政サービスを充実する

複雑多様化する住民ニーズに対応するため、適切な評価・検証に基づいた、効率的かつ効果的な行政運営を推進します。また、職員の意識と資質の向上を図るとともに、適切な組織管理を行うなど、行政サービスの充実を図ります。

(3) 健全な財政運営を行う

持続可能な財政を運営するために、財源の確保と行政改革を進めます。また、中長期的な財政見通しによる計画的で健全な財政運営を推進します。

(4) 情報発信を充実する

さまざまな情報の受け手側を意識しながら、わかりやすく、より効果的な情報伝達手段での情報発信を行います。

(5) 広域行政を進める

県や近隣市町村、関係機関との連携を強化することで、まちづくりにおける分野ごとの振興を一層図るとともに共通課題を解決するなど、効果的な取り組みを行います。

第4章 計画の推進にあたって

計画を着実に推進するためには、計画に基づき適切に実行し、定期的に事業の進捗状況を把握したうえで、必要に応じて内容を見直すことが不可欠となります。そのためには、PDCAサイクルに基づき、計画を継続的に改善していくことが重要となります。

各段階での推進体制

(1) 計画(Plan)

計画を策定する際には、行政が適切な情報発信を行うことで、計画の目標や役割等の情報を共有します。

(2) 実施(Do)

計画を推進する際には、社会経済情勢や住民ニーズ、財政状況など現状・課題を見極めたうえで、施策等に取り組みます。

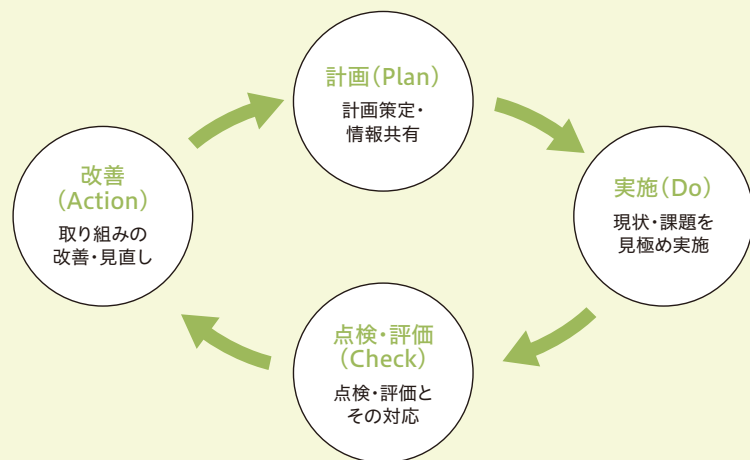
(3) 点検・評価(Check)

行政は、計画が適切に推進されているかを客観的に点検・評価し、その結果に基づいた対応等を行います。

(4) 改善(Action)

行政は点検・評価を受け、計画の推進状況等を踏まえて、取り組みの改善・見直しを行います。

【PDCAサイクルのイメージ図】



第Ⅲ部 基本計画

基本計画の見方

基本計画については、基本構想で掲げた「今後のまちの方向性 ～施策の大綱～」に準じた構成となっています。

それぞれ「① 施策と主な担当課」の記載とともに、「② 現状と課題」「③ 施策の展開」「④ 重点取り組み」「⑤ 住民と行政の役割分担」「⑥ まちづくり指標」で構成しています。

基本計画の構成



① 施策と主な担当課

施策名と主な担当課を記載しています。

② 現状と課題

本町を取り巻く現状やこれまでの取り組み状況、今後の課題等、特に踏まえるべき事項を記載しています。

③ 施策の展開

施策ごとに、課題解決の手段となる具体的な取り組みを記載しています。

④ 重点取り組み

今後10年間の重点的な取り組みを記載しています。

⑤ 住民と行政の役割分担

施策に関する取り組みを住民と協働で進めていくにあたって、「住民」と「行政」の役割分担となるポイントを記載しています。

⑥ まちづくり指標

施策ごとの達成状況を測るための数値目標です。
詳しくは以下に記載しています。

まちづくり指標の設定について

- まちづくり指標の設定については、個々の施策単位で行っています。
- 基本的には平成28(2016)年度の実績値を「基準値」とし、本計画の中間年度である平成34(2022)年度に「中間値」、最終年度である平成39(2027)年度に「目標値」を設定しています。
- まちづくり指標は、実現すべき成果に係る指標(アウトカム)の設定に可能な限り努めていますが、実現すべき成果の把握が困難な場合は行政活動そのものの結果に係る指標(アウトプット)を設定しています。
- 基本構想に掲げた「めざすべき将来像」の実現に向けて、行政だけでなく住民や事業者、NPOやボランティア団体などが共有していくための指標として活用していくことが期待されます。
- 将来的に、本計画に掲げる施策や事業を具体的に推進していくため、各施策に関連する個別計画との連携・調整を図るものとします。

子どもの「笑顔」はみんなの元気

1 子育て支援を充実する

【主な担当課】健康子ども課、子育て支援センター、幼兒園

現状と課題

近年、核家族化の進展や少子化の進行、共働き家庭やひとり親家庭の増加など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。また、子育てに対する価値観の多様化や地域住民のつながりの希薄化などを背景に、子育てに不安を抱える保護者が増えています。その中でも、本町は奈良県に先駆けて、小学校卒業までの医療費助成に取り組むなど、優れた子育て支援環境の向上を図ってきました。

引き続き、子どもの最善の利益を確保しながら安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりのため、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援とともに、子育てサービスの質と量の確保が求められています。

また、複雑多様化する保護者ニーズにきめ細かく対応していくため、行政はもとより、地域ぐるみで子育て支援に取り組み、子どもが地域への愛着を育むことができるような取り組みが求められています。

さらに、優れた子育て環境は若い世代の定住促進にもつながるという観点から、町内外への情報発信を充実し、子育てファミリーの移住・定住を促す必要があります。

① 安心して産み育てられる環境の充実

- 子どもの健やかな成長を支えるため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

施策の展開

- 子どもが心身ともに健やかに育成され、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援を行う体制整備を推進します。
- 子育て家庭の就労形態や保護者の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、保育サービスや児童館活動の充実を図るなど、地域に根ざした子育て支援サービスの充実を図ります。
- 子どもや保護者への見守りを充実させるとともに、それぞれの不安や悩みを相談しやすい環境づくりを推進します。

② 地域の子ども・子育て支援の充実

- 乳幼児及び保護者が交流し、相談や情報の共有ができる子育て支援センターの利用を促進します。
- 教育・保育施設や子育て支援事業・サービス等の情報を提供するとともに、関係機関との連携や調整を図る利用者支援窓口を設置し、利用を推進します。
- 中学校卒業までの子どもにかかる医療費の一部を助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減します。
- 就学後についても、放課後、保護者が家にいない子どもが遊びや集団生活の中で、さまざまな経験を通して豊かな人間性を育むことができるよう、学童保育クラブの充実を図ります。
- 「子どもの貧困」という視点からの子育て支援のあり方・対策の必要性を確認し、内容の充実を図ります。

③ 子育て交流の場の確保

- 個人やサークル等の団体が、地域の子育て支援に積極的に関わっているよう、交流の機会や拠点の確保に努めます。



親子リトミック教室

第1章 子育て

④ 子育て支援のための連携と人材育成

- 子育てを支援する団体やボランティア等との連携を図り、地域における子育て支援のための人材育成を推進します。
- 子育て支援センターの活動を促進し、子育てグループやサークル活動を支援するとともに、リーダーの養成に努めます。

⑤ 情報発信の充実

- 定住促進のため、町内外の若い親世代に本町の優れた子育て環境を積極的にPRし、町のイメージアップを図ります。

重点取り組み

地域で安心して子どもを産み、育てることができるよう、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するとともに、子どもの健やかな育ちを地域ぐるみで支援できるネットワークづくりを推進します。

住民と行政の役割分担

住民

- 子どもの健やかな成長を支えるため、地域ぐるみで子育てを支援します。

行政

- 子どもの健やかな成長を支え、子どもの自立が保障されるよう、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援を行う体制整備を推進します。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
出生数	人	40	40	40
乳幼児健診の受診率	%	95.4	100	100
乳児全戸訪問実施率	%	100.0	100	100
子育て支援センターにおける延べ利用者数	人	485	1,000	1,500



子育て支援事業～ふれあい広場～



子育て支援事業～ふれあいランド～



子育て支援事業～秋の親子遠足～

2 就学前教育・保育を充実する

【主な担当課】幼児園、健康子ども課

現状と課題

本町では、全国に先駆けて幼保一元化を取り入れ、子育て家庭のニーズに応じた就学前教育・保育に取り組んできました。また、平成28(2016)年には幼保連携型認定こども園への移行が完了し、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供を推進しています。

引き続き、教育・保育の提供体制の充実・強化を図るとともに、地域に根ざした運営を進めることで、一人ひとりの子どもが「三宅の子」として大切にされ、地域とのつながりを深めていくことが必要です。

さらに、近年では共働き家庭やひとり親家庭が増加していることから、弾力的な保育サービスへのニーズが高まっています。それぞれの子育て家庭のニーズに応じたきめ細かなサービス提供を行うとともに、保護者をはじめ、地域とともに子どもの育ちを支えるしくみづくりが求められています。

① 教育・保育の質の向上

- 認定こども園の特徴を活かし、家庭のニーズや保育の必要量に応じた適切な教育・保育体制の充実・確保に努めます。
- 質の高い教育・保育の提供に向けて、研究保育と園内研修に努めます。
- 幼児園から小学校への円滑な接続をめざし、小学校への体験入学やアプローチカリキュラムを実施するなど、連携強化を推進し、相談体制を充実します。
- 発達に課題を有する子どもへの支援や被虐待児に対するケアなど、個々の子どもが持つニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援の充実を努めます。
- 職員の資質向上を図るとともに、家庭・地域、各関係機関との連携を強化することで、子どもに関する多様な問題に対応できる体制を整備します。

施策の展開

② 保育サービスの充実

- 多様な保育ニーズに対応できるよう、延長保育や一時預かり等の保育サービスの充実を努めます。
- 待機児童を出さないようにするため、保育士の確保に努めるとともに、保育施設等の利用情報提供体制の充実を図ります。

③ 教育・保育環境の充実

- 子どもが安心・安全に生活を送ることができるよう、幼児園の施設及び設備の適切な維持管理、整備を行います。

④ 地域との連携

- 地域で活動する団体や人材との連携を図り、幼児園活動への協力・参加を促し、多様な交流を創出します。
- 教育機関等との連携を推進し、学生の現場感覚を養うとともに、担い手の確保に努めます。



金ゴマの栽培

第1章 子育て

重点取り組み

子育て家庭のニーズを的確に把握し、必要なサービスが必要なきに利用できる体制を整備し、本町ならではのきめ細かな就学前教育・保育の充実を図ります。

住民と行政の役割分担

住民

- 園の取り組みに関心を持ち、通園児の見守りなど地域で連携・協働して、子どもの育ちを支援します。

行政

- それぞれの子育て家庭のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供し、保護者をはじめ、地域とともに子どもたちの育ちを支えるしくみづくりを進めます。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
幼稚園における園児数	人	194	200	205
幼稚園における待機児童数	人	0	0	0
幼稚園活動及び行事への協力者数	人	167	180	190



正課体育～プール遊び～



正課体育～鉄棒～



三宅幼稚園・運動会入場行進

3 特色ある学校教育を展開する

【主な担当課】教育総務課、健康子ども課、社会教育課

現状と課題

少子高齢化や高度情報化、国際化の進展など、社会が著しく変化している中で、次代を担う子どもが生きる力を育むため、確かな学力と体力の向上、規範意識や向上心の育成、人権意識、コミュニケーション能力、忍耐力の醸成、健やかな身体の育成などが求められています。

本町では、基本的な知識や技能を確実に習得し、自ら学び、自ら考える力を育むとともに、豊かな心と健やかな体を育む学校教育を推進しています。児童数が減少している中で、少人数による充実した教育を展開しつつ、国際化等に対応しながら、きめ細かな取り組みを進めています。また、地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校評議員を置くことにより、学校・家庭・地域が一体となって子どもの健やかな成長を支えています。さらに、子どもと親の相談員の配置による子どもの心のケアや、特別支援教育支援員の計画的な配置に取り組んでいます。

未来を担う子どもたちの「生きる力」を育み、それぞれの個性を伸ばすとともに、家庭・地域との連携を一層推進することにより、ふるさとを愛し、夢を抱くことができる教育が求められています。

① 学力・生きる力の育成

- 学校教育の充実を図り、確かな学力や豊かな人間性など、子どもの「生きる力」を育みます。
- 全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえ、結果を活用した指導の改善により、一人ひとりに応じた学習指導に努めます。
- 現代社会において必要とされている外国語教育を推進し、国際化に対応する能力を育みます。
- 人権に関する理解を深めつつ、豊かな人権感覚を育み、自分を大切にするとともに他の人を大切にすること、人権教育の充実を図ります。
- 幼稚園・小中学校の連携強化を推進し、円滑な接続を図るとともに、確かな学力や心身ともに健やかな子どもを育みます。
- 特別な支援を必要とする児童の受け入れ機会の増加に対応するため、特別支援教育支援員等の配置に努めます。

施策の展開

重点取り組み

外国語教育の推進、幼稚園・小中学校の連携強化や特別支援教育の充実に努めます。

住民と行政の役割分担

住民

- 地域ぐるみで児童の成長を見守るとともに、児童の学ぶ習慣・意欲を育む環境づくりに努めます。

行政

- 特色ある学校教育を展開し、地域の次代を担う子どもたちの豊かな人間性を育む教育を推進します。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
自分に良いところがあると思う児童の割合	%	67.2	70	75
学校に行くことが楽しいと思う児童の割合	%	92.7	95	97
地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある児童の割合	%	81.8	85	90

〔「全国学力・学習状況調査」における設問項目〕

4 青少年の健全育成を推進する

【主な担当課】社会教育課、健康子ども課

現状と課題

核家族化、価値観や生活スタイルの多様化やスマートフォン、SNS※の普及など情報化社会が進展する中、青少年を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。いじめや不登校、引きこもり、インターネットでのトラブルなどは全国的な課題として深刻かつ多様化し、子どもの安全で安心な成長に対する懸念が高まっています。そのため、家庭や学校、地域において、子どもたちが安心して過ごすことができ、人間関係づくりができる場所を創出するとともに、青少年の社会的自立が促進されるよう地域団体、関係団体等との連携・協力のネットワークづくりを進める必要があります。

① 関係機関の連携強化

○多様化する課題に柔軟かつ迅速に対応できる体制づくりのため、青少年健全育成協議会の一層の充実、活用を図るとともに、家庭、学校、地域、行政等が一体となったネットワークづくりを進めます。

② 青少年活動の推進

○多様な交流・体験活動を通じて、次代を担う子どもたちの豊かな人間性を育む取り組みを推進します。

③ 青少年を取り巻く社会環境整備の推進

○関係機関・団体やPTA等の地域住民との連携のもと、あらゆる機会を活用して有害図書の排除活動やネットリテラシーの向上及び薬物乱用防止啓発活動などを推進します。

施策の展開

重点取り組み

多様化する課題等に対して、柔軟かつ迅速に対応できる体制づくりを進めます。

住民と行政の役割分担

住民

●家庭・学校・地域が連携して、青少年の健全育成に取り組み、地域への愛着を育みます。

行政

●地域資源を活かした子どもの居場所づくりを進めるとともに、各関係機関の連携を強化し、地域社会の青少年育成能力を向上します。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
青少年健全育成協議会 研修会参加者数	人	30	30	30
子ども会活動 参加率	%	28.8	35	42

④ 見守りと相談支援体制の充実

- 登下校時の児童・生徒の安全を見守るボランティア活動や青色回転灯車を使用してのパトロールの継続強化に努めます。
- 子どもとその保護者の抱える悩み等に的確に対応できるよう、相談員の充実を図るとともに、保護者への啓発に努めます。
- 青少年がさまざまな悩みや苦しみを相談できる窓口等について、情報提供の充実に努めます。

あったらいいなを「カタチ」にする

1 企業誘致を実現する

【主な担当課】土木まちづくり課、産業管理課、上下水道課

現状と課題

平成27(2015)年3月に京奈和自動車道三宅I.Cが開通したことにより、交通アクセスが飛躍的に向上しました。これを機に、三宅I.C周辺及び都市計画道路大和郡山川西三宅線沿道の市街化調整区域を市街化区域に編入するなど、立地環境を整備し、商工業施設の誘致を行うことで経済の活性化、雇用の場を確保することを目的とした「工業ゾーン創出プロジェクト」を、奈良県と連携して進めています。あわせて、関連施設の整備コスト縮減のため、効率的な取り組みを進めるとともに、農用地除外や農地転用等の課題解決を行う必要があります。

今後、本町ならではの都市アクセスに恵まれた産業用地を確保し、企業誘致により雇用機会を拡大し、本町の活力、にぎわいを創出していく必要があります。

① 産業用地の創出

- 奈良県と連携し、計画的に産業用地を確保するため、デベロッパーの誘致を進めます。
- 周辺道路の改良・維持管理（橋梁点検・修繕）に努めるとともに、効果的な交通網及び計画的な上下水道網の整備を進めます。
- 近鉄石見駅周辺地区のまちづくりで、商業等生活利便施設及び医療や福祉機能の導入・誘致を進めます。
- 市街化調整区域を市街化区域に見直し、企業立地が円滑に進むよう調整を図ります。

施策の展開

重点取り組み

良好な立地環境及び企業立地優遇制度をPRし企業誘致に取り組み、雇用機会の拡大により安定した雇用の場を創出します。

住民と行政の役割分担

住民

- 企業立地に関心を持ち、地域のまちづくりに協力します。

行政

- 企業誘致PR活動を推進します。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
企業誘致数	社	0	4	6

② 企業へのPRの推進

- 企業立地セミナー等により誘致活動を行い、企業立地優遇制度等のPRを行います。
- 誘致企業への助成制度を充実させるとともに、交通アクセスや上下水道管整備などの恵まれた立地環境のPRを行います。

③ 雇用機会の創出

- 企業誘致により雇用機会を拡大し、安定した雇用の場を創出します。また、地域産業との連携強化を図り、産業振興を図ります。

2 商工業の振興を図る

【主な担当課】産業管理課、財政課

現状と課題

三宅I.Cの供用開始や都市計画道路大和郡山川西三宅線の延伸などの交通インフラの充実により、京阪神及び中京方面とのアクセスが向上しています。一方で、消費力の低下による地域経済の疲弊、景気低迷による地場産業の競争力の低下が課題となっています。そのため、産業活動を活性化し、商工業従事者の意欲を高めるとともに、担い手の確保・育成を進める必要があります。さらに、地場産業の競争力強化や新たな事業の立ち上げ支援など、雇用創出に向けた取り組みが求められています。

施策の展開

① 地場産業の活性化

- 地域性のある独自の商品開発に向けた取り組みを支援するとともに、本町の各分野との連携・協働を促し、三宅ブランドの全国的な発信に取り組みます。
- 町内企業の技術力・競争力・販売力の強化、人材・後継者育成、経営の高度化などを支援することにより、地場産業の活性化を図ります。
- 町内産業の担い手確保のための取り組みを支援します。

② 各団体との連携強化

- 商工会等との連携を図り、本町の地場産業である野球用グローブ・スパイクなどを全国にPRできるイベントに参加するなど、本町の商工業品の積極的なPRを進めます。
- 各種関係団体との連携を強化し、商工業者のニーズの把握と支援を行い、販路開拓などに取り組みます。

③ 起業の促進

- 起業・創業に向けたセミナーを開催するとともに、空き家等、本町の資源を活用した起業・創業を支援します。

重点取り組み

地場産業の活性化を推進し、雇用の創出・新たな地域産業の創出を図るため、関係団体と連携・支援を行い、ふるさと納税制度も活用して産業振興を図ります。

住民と行政の役割分担

住民

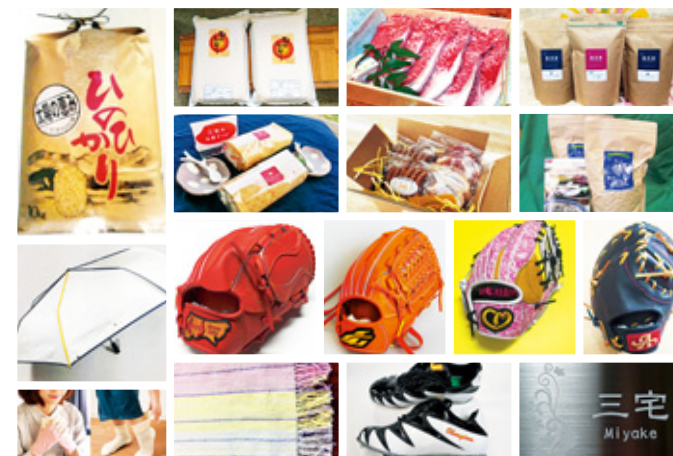
- 産業団体や町が行う産業の振興に関する施策・事業に協力します。

行政

- 地元特産品等のPRを目的とした企業協力者に対する支援を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
三宅町内の事業者数	社	239	245	250
ふるさと納税の額	千円	16,916	38,000	48,000



ふるさと納税の返礼品（一例）

3 農業の振興を図る

【主な担当課】産業管理課

現状と課題

全国的な高齢化や後継者不足による第1次産業の衰退とともに、農業従事者の意欲が低下しています。本町の第1次産業就業者は平成7(1995)年から減少が続いており、ほとんどが小規模の兼業農家となっています。

また、耕作放棄地※が拡大しているため、農地の集約化等に取り組むとともに、農地の多面的機能を発揮させる必要があります。

さらに、担い手の確保と農産物の高付加価値化を両輪で取り組み、若い世代の移住・定住につながる観点から農業振興を図り、本町ならではの稼げる農業を創出することが求められています。

施策の展開

① 担い手の確保・育成・支援

- 特産物振興に関するセミナーを開催するなど、農業従事者の意欲を高めるとともに、新規就農者の確保に取り組みます。また、農業に触れる機会を増やすことで、若い世代の担い手確保・育成を図ります。
- 農業指導員との連携を図り、農業従事者の育成を進めます。

② 農産物の高付加価値化

- 三宅ブランドの特産品開発を支援することにより、農産物の高付加価値化を推進します。また、地域との連携を進め加工品開発と併せ6次産業化を推奨し、本町農産物の競争力強化を図ります。

③ 生産環境の整備

- 農地の集約化及び保全を推進し、耕作放棄地の解消及び景観の維持を進めるとともに、安定した生産環境を創出し、農地の多面的機能の発揮につなげます。

重点取り組み

担い手の確保・育成・支援に努め、農地の集約化による効率的な農業経営を推進するとともに、農産物の高付加価値化を図ります。

住民と行政の役割分担

住民

- 地域の農業に関心を持ち、理解を一層深めます。

行政

- 本町ならではの農業を展開し、高付加価値化に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
新規就農者数	人	1	2	3
加工品開発数	品目	0	1	2



特産物としての金ゴマの栽培

みんないきいき「支え合う」まち

1 保健・医療を充実する

【主な担当課】住民保険課、健康子ども課、長寿介護課

現状と課題

現在、町保健医療行政については、国保中央病院や近隣市町村の医師会の協力により推進しています。

今後、磯城郡の中核病院である国保中央病院、近隣市町村の医師会との連携を強化することにより、町保健医療行政の向上を図ることが課題となっています。

そのため、保健福祉サービスの拠点であるあざさ苑を核として、保健・医療・福祉の関連機関との連携を一層強化し、住民が日々の暮らしを安心して送ることができる環境づくりが求められています。

施策の展開

① 医療提供体制の充実

○磯城郡の中核病院である国保中央病院、近隣市町村の医師会や医療機関との連携体制の構築を図り、地域における医療体制の充実に努めます。

② 救急医療体制の確保

○医療圏域を踏まえ、近隣市町村との広域による連携体制の強化を行い、休日や夜間の救急医療体制の確保を図ります。

○地震や風水害等の大規模災害時における救急・救命対策については、磯城郡の中核病院である国保中央病院との連携体制の構築を図り、また近隣市町村の医師会や医療機関と迅速かつ的確な連携を進めます。

重点取り組み

③ 疾病予防及び重症化予防

- 各種健診(検診)の受診勧奨や保健指導など、住民自らの健康づくり意識の高揚を促進します。
- 磯城郡内の医療機関と専門医の属する医療機関との連携を図り、重症化予防の取り組みを進めます。

④ 医療と介護の連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

磯城郡の中核病院である国保中央病院、近隣市町村の医師会や医療機関との連携体制の構築を図り、重症化予防の取り組みや地域における医療体制の充実に努めます。

住民と行政の役割分担

住民

- 自分や家族の疾病予防に関心を持ち、健診(検診)を受けるとともに、早期の治療、適正受診に努めます。

行政

- 磯城郡の中核病院である国保中央病院、近隣市町村の医師会や医療機関との連携体制の構築を図り、地域における医療体制の充実に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
特定健診の受診率	%	46.8	53	60
特定保健指導実施率	%	18.3	25	45
胃がん検診受診率	%	13.2	20	25

2 健康づくりを推進する

【主な担当課】住民保険課、長寿介護課、健康子ども課

現状と課題

本町では、保健・医療・福祉の各関係機関と連携を図りつつ、乳幼児から高齢者までの一貫した健康長寿社会づくりに取り組んでいます。住民が生涯を健康で過ごせるよう「自分の健康は自分で守る」意識を高めるとともに、健康に関する正しい知識を身につける必要があります。あざさ苑を拠点としながら心身の健康づくりを推進し、すべての住民の健康寿命が延伸されるよう、取り組みを推進することが求められます。

施策の展開

① 健康的な生活習慣の普及

- すべての年代に対応した健康づくりを推進するため、保健・医療・福祉体制の連携を強化します。
- 健康教室や講演会・健康相談を効果的に実施し、住民の健康意識の向上を図ります。
- 働く世代をターゲットとした健康づくりプログラムの策定を進め、運動の促進を図ります。
- 健康増進計画に基づいた取り組みを推進します。

② 生活習慣病の早期発見・早期治療体制の構築

- がん検診や特定健診の受診率向上を推進します。
- 治療を必要とする人に対し、早期に治療に取り組めるよう支援を行います。

③ 食育の推進

- 家庭と学校・園等が連携し、幼少期から望ましい食習慣を中心とした生活習慣の確立を図ります。
- 家庭での「共食」をはじめ、学校や園での給食を通じ、食を通じたコミュニケーションの促進を図ります。
- 食育の重要性について周知・啓発を進めます。

重点取り組み

住民の健康寿命が延伸するよう、健康増進及び食育の推進に計画的に取り組めます。

住民と行政の役割分担

住民

- 住民一人ひとりが自ら健康づくり等に自主的に取り組むとともに、地域において健康づくり活動を広めます。

行政

- 健康寿命の延伸を目標とした取り組みを展開するとともに、地域自主活動組織の支援を行います。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
健康寿命 (男女別)	歳	男 83.1 女 85.6	男 83.3 女 86.1	男 83.7 女 86.6
特定健診結果 判定中の要治療者率	%	42.9	40	37.9
健康教室等参加人数	人	166	240	280
朝食を毎朝食べる 児童・生徒の割合	%	92.5	95	100

④ 地域ぐるみの健康づくり活動の推進

- 地域における健康づくりを促進するため、健康や食に関わるボランティアの確保・育成を図ります。
- 住民が身近な場所で健康づくりに取り組めるよう、運動や食に関する取り組みを展開します。

⑤ 高齢者の健康づくり活動の推進

- 高齢者が自らの身体的な課題に向き合い、健康で生きがいのある生活を継続できるよう、講座を開催するなどの取り組みを行います。

3 地域福祉を充実する

【主な担当課】長寿介護課、健康子ども課

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行によるひとり暮らし世帯の増加など、家族形態の多様化により、生活に不安を抱いたり、援助を求める人が増えています。そのような中で、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で見守り、支え合うしくみづくりが求められています。そのため、福祉に関する意識の向上、地域福祉の担い手確保が必要となっています。社会福祉協議会を中心に、関係機関、地域団体などが相互に連携を図りながら地域福祉活動を推進できる体制を強化する必要があります。

施策の展開

① 情報発信・住民意識の向上

- 学校教育や地域教育など、さまざまな機会を捉えて、住民相互の支え合い、助け合いの意識を育みます。
- 年齢、性別、障がい、文化等の違いに関わらず、だれもが手軽に情報を得られるよう情報発信力を強化します。

② 担い手の確保・育成・支援

- 福祉の担い手である民生委員・児童委員※の活動を支援するとともに、福祉分野や災害時等におけるボランティアの確保・育成に取り組めます。
- 福祉ボランティアに興味を持つ人が気軽に参加できるきっかけづくりを進めるとともに、団体・NPO活動や人材の支援を行います。

③ 地域におけるネットワークづくり

- 社会福祉協議会や地域包括支援センターをはじめ、住民・団体・事業者・関係機関などとの連携を強化し、援助を必要とする人を支え合うネットワークの充実を図ります。

重点取り組み

住民と行政の役割分担

まちづくり指標

④ 適切な生活支援と自立の促進

- 生活に困窮する人が自立して暮らせるよう、各種制度に基づく必要な支援を行うとともに、制度の適正な運用を図ります。

民生委員・児童委員やボランティアとの連携・協働を強化し、地域福祉活動を推進します。

住民

- 周囲の困りごとに耳を傾け、進んで助け合います。また、ボランティア活動に積極的に参加します。

行政

- 住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支え合い、助け合う意識を育みます。

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
ボランティア登録者数	人	281	285	285



駅前での共同募金活動

4 高齢者福祉を充実する

【主な担当課】長寿介護課

現状と課題

本町の高齢化は国や県と比較しても進んでおり、住民の3人に1人が65歳以上の高齢者という状況です。また、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症等による介護が必要な高齢者が増えています。このような中、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年には高齢者人口のさらなる増加が見込まれ、介護、医療、予防、住まい、生活支援・福祉サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステム※の充実が求められています。

本町では、老人クラブを中心とした地域活動による生きがいづくり、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動、介護保険サービスの提供による介護家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減等を図っています。地域全体で高齢者を見守る体制を構築するとともに、地域の実情に即した介護予防や高齢者福祉の推進が重要です。

施策の展開

① 地域包括ケアシステムの充実

- 健康に対する住民意識の向上と介護予防の普及啓発に取り組む、介護予防の推進を図ります。
- 地域包括支援センターを拠点とし、在宅生活が困難な高齢者や、介護や支援を必要とする高齢者が、安心して住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域の実情に応じたサービスの整備、支援を行います。
- 認知症高齢者の増加を見据え、相談窓口の充実、関係機関と連携した早期発見・予防・重度化防止に向けた取り組みなど、認知症対策を推進します。
- 在宅療養生活を支えるため、在宅医療と介護サービスの連携を推進し、一体的な提供を図ります。

② 介護保険制度の円滑な運用

- 高齢化の進展に伴い、居宅サービス、地域密着型サービス等の整備・充実に努め、サービスの質の確保・向上に取り組めます。

重点取り組み

- 介護保険事業の基盤整備に取り組むとともに、適正な給付の実施・運営ができるよう三宅町介護給付適正化計画に基づいて適正化に取り組めます。

③ 高齢者の社会参加、生きがいづくりの促進

- 高齢者が生きがいを持って活躍できるよう、就労や地域活動、生涯学習等へ参加する機会の提供や情報提供を関係機関と連携しながら行います。

④ 高齢者支援体制の充実

- 高齢者が安心して地域で暮らすことができるよう、在宅福祉事業等の充実を図ります。また、独居高齢者等の見守り体制の充実を図ります。

高齢者の介護予防に積極的に取り組みつつ、地域での見守りを行うなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、まちづくりを進めます。また、医療・介護・福祉などの多職種連携強化を図り、高齢者の支援体制の充実に努めます。

住民と行政の役割分担

住民

- 健康づくり、介護予防への積極的な取り組みを行うとともに、地域全体での見守り、支え合い活動を推進します。

行政

- 地域包括ケアシステムの充実に向けた在宅医療と介護サービスの連携を推進するとともに、地域活動への支援を行います。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
地域自主活動の組織数 (介護予防目的)	団体	5	10	12
見守りあんしん協定 締結事業所数	箇所	33	34	35

5 障害者福祉を充実する

【主な担当課】健康子ども課、幼児園

現状と課題

国においては「障害者総合支援法」をはじめとする関連法が施行されるとともに、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に伴い、障がいのある人の権利を保護し、教育や就労、生活等のあらゆる面において、不自由さを感じることのない環境づくりを進めることが求められています。このような中、障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、相談や就労、地域生活の支援を充実させるとともに、地域住民への意識啓発を進めることが求められます。

施策の展開

① 地域での自立生活支援の充実

- 障がいのある人や家族が適切なサービスを利用できるよう、わかりやすい情報提供に努めるとともに、気軽に相談できる体制を整備します。
- 障がいのある人がいつでもサービスを利用できるよう障害福祉サービス等の基盤整備・充実を図ります。
- 障がいのある人の就労を支援するため、各種機関と連携を図りながら、就労のための訓練や就労の機会を確保します。
- 生活の質の向上のため、スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進を図ります。

② 健やかで安心して暮らせる保健・医療体制の充実

- それぞれのライフステージに応じた疾病予防や早期発見のための対策を進め、各種保健事業を充実させるとともに、生活の質の向上をめざした支援体制づくりを進めます。
- 適切な治療やリハビリテーション等が受けられるよう、医療体制の整備を図ります。

③ ともに支え合う地域づくり

- 障がいや障がいのある人への理解を広めるため、あらゆる機会を活用し、広報・啓発活動を推進します。

- すべての年代を通じた福祉教育を推進し、障がいや障がいのある人に対する理解の浸透を図ります。
- 障がいのある人もない人も地域でともに暮らすことができるよう、社会福祉協議会やボランティア団体・障害者団体等の充実を図ります。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう「住みよい福祉のまちづくり」を推進します。

④ 保育・教育・療育体制の充実

- 障がいのある子どもが早期に必要な療育※、幼児教育、保育が受けられるよう各関係機関との連携を図ります。
- 障がいのある子どもや発達に課題を持つ子ども一人ひとりが、状況に応じた支援を受けられるよう専門職を配置し、保育・教育・療育の質の向上を図ります。

⑤ 社会的障壁の除去と合理的配慮の提供

- 公共施設のバリアフリー※化を進めるとともに、公共機関における窓口業務や各種手続き等において、合理的配慮の提供義務が履行されるよう、職員研修や対応指針の作成に努めます。

重点取り組み

障がいのある人が自立して暮らせるように支援するとともに、住み慣れた地域で生きがいを持って生活できる体制を構築します。

住民と行政の役割分担

住民

- 障がいのある人もない人も、地域での交流を進め、支え合うまちづくりを進めます。

行政

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるしくみの構築を進めます。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
障がいのある人の一般就労への移行数	人	1	2	4
共同生活介護利用者数	人	11	13	15

みんなの「学びたい」をかなえる

1 生涯学習を充実する

【主な担当課】社会教育課、長寿介護課

現状と課題

社会経済状況の変化や個人の価値観の多様化に伴い、生涯学習の機会や内容等も変化しています。本町では、住民一人ひとりが社会の変化に柔軟に対応し、積極的に生きがいを求め豊かな人生を送れるよう、あらゆる年齢層に応じた学習内容や学習機会の提供を進めています。このような中で、学習メニューの充実、広報のあり方について検討するとともに、学んだことを地域に還元できるしくみづくりを進める必要があります。

施策の展開

① 生涯学習の啓発・情報提供

- 生涯学習に取り組む機運を醸成するため、広報誌やホームページ等を活用し、情報提供に努めます。

② 特色ある講座の開催

- 住民の多様なニーズに対応するため、だれでも参加できる生涯学習の講座開設やサークル活動を促進します。

③ 官学連携による生涯学習の推進

- 官学連携を推進し、専門的な見地による活動の深化を図ります。

④ 団体の育成・支援

- 生涯学習で得た知識や技術を地域に還元できるよう、活動体制の整備に努めます。

重点取り組み

⑤ 生涯学習施設の整備

- 中央公民館や文化ホールなど、生涯学習の拠点としての整備を図るとともに、適切な維持・管理に努めます。

⑥ 高齢者の生涯学習の推進

- 高齢になっても学ぶ意欲・体験・交流を啓発するため、高齢者対象講座の開催や高齢者施設での活動の促進に努めます。

だれでも学べる、学びたいときに学べる生涯学習環境の充実を図るとともに、学んだことを地域に還元できる生涯学習体制の構築に努めます。

住民と行政の役割分担

住民

- 各種講座に積極的に参加し、興味のある分野の教室の開催を提案するなど、自主的な活動を進めます。

行政

- 各種講座の充実・情報発信に取り組み、住民が生涯学べるまちづくりを進めます。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
生涯学習講座の参加率	%	55.1	60	65
町内生涯学習施設の稼働率	%	33.4	40	55
図書室の貸し出し冊数	冊	861	1,000	1,200
高齢者の生きがいと健康づくり事業 高齢者教室受講人数	人	130	140	150

2 生涯スポーツを充実する

【主な担当課】社会教育課、産業管理課

現状と課題

平成32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、全国的なスポーツへの注目度は高まっています。その中で、すべての住民が、いつでも・どこでも・だれでもスポーツを気軽に楽しむことができるよう、生涯スポーツの充実が求められています。

本町では、子どもから高齢者まで楽しめるニュースポーツの取り組みを進めるなど、地域への愛着を深めるために生涯スポーツ事業を推進し、世代間交流を促すとともに、各種スポーツ教室やスポーツ大会を行っています。より多くの住民が参加できるよう、スポーツ活動を推進していく必要があります。

施策の展開

① 多様なスポーツ活動の普及推進

- 本町のスポーツ活動の情報を積極的に発信します。
- 健康寿命の延伸、生活習慣病を予防する観点から、運動の普及促進に努めます。

② スポーツ・レクリエーション活動の充実

- 住民がスポーツを気軽に親しめるよう「三宅町体育協会」などの町内スポーツ団体の活動を推進します。
- 住民の多様なニーズに対応するため、生涯スポーツ教室や大会を開催するとともに、幅広い世代の交流を促進します。
- スポーツの技術向上や地域スポーツ活動の振興を図るため、さまざまな情報交換を行う拠点づくりを進めます。

③ 団体・指導者の育成

- スポーツ団体を育成するとともに、活動を通じた指導者の発掘・育成に努めます。

④ スポーツ施設の有効活用

- 体育館及び中央公園・健民運動場の適切な維持・管理に努め、住民が積極的にスポーツを楽しめる環境整備に努めます。

重点取り組み

住民それぞれのニーズに応じたスポーツ活動が展開できるよう、だれもがいつでもスポーツに取り組める環境の充実と情報発信に努めます。

住民と行政の役割分担

住民

- 日常的にスポーツに親しみ、周囲の人とともに取り組みます。

行政

- 幅広いスポーツ活動の振興とともに、スポーツに関する情報発信に取り組みます。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
町内スポーツ団体における クラブ数・会員数	クラブ ・ 人	16 ・ 434	17 ・ 450	17 ・ 500
スポーツイベントの 参加者数	人	475	650	700
町内体育施設の 利用者数	人	34,965	35,500	37,000



三宅町マラソン大会

3 歴史・文化を保全・継承する

【主な担当課】社会教育課、政策推進課

現状と課題

社会の成熟化に伴い、住民のライフスタイルや価値観が多様化しており、暮らしに潤いや心の豊かさを求める人が増えています。その中で、地域の歴史や文化に対するニーズはますます高まっています。本町には、聖徳太子ゆかりの地である太子道や、忍性菩薩生誕の地など、豊富な文化財に恵まれています。

これまでの本町の文化財に対する基礎資料は不足していましたが、近年、埋蔵文化財の調査を開始するなど、本格的な活用に向けた取り組みを進めています。その中でも、三宅古墳群は5世紀後半から6世紀初頭に築造された前方後円墳が多くみられ、当時の王権との関わりが深いことから注目を集めています。また、この動きと同じくして、歴史観光者数は年々増加していることから、本町の歴史・文化に対する注目度は高いものであるといえます。本町の個性的な歴史・文化を適切に保全・活用し、次世代に継承するとともに、その魅力を全国的にPRしていく必要があります。

施策の展開

① 歴史・文化の保全・管理

- 三宅古墳群をはじめとして、町内の文化財の調査・研究を積極的に進め、活用していくためのデータ収集を行うとともに、適切な保全に努めます。さらに、速報的な成果を随時公表することにより、本町の文化財を広くPRし、「三宅」の個性を知ってもらう活動を進めていきます。
- 歴史・文化活動の活性化を図るため、地域の人材を発掘・活用した文化活動を展開します。

② 歴史・文化の活用・継承

- 本町の各地域における歴史・文化情報を随時更新するとともに、太子道や三宅古墳群を活用したイベントなどにより、町内外に向けた積極的なPRに努めます。さらに、本町の個性的な歴史・文化財の効果的な活用に取り組みます。
- 本町の歴史・文化遺産をPRするため、案内板や道標の設置・改修を行います。

重点取り組み

本町の歴史に関する体験的な学習・活動等を通し、郷土に対する住民の理解を深めていきます。

住民と行政の役割分担

住民

- 町の歴史・文化に興味・関心を持ち、積極的に情報発信します。

行政

- 歴史・文化の発信力を強化するとともに、次代への継承・活用に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
三宅古墳群 調査完了古墳数	基	1	2	3
「太子道の集い」 参加者数	人	300	350	400



太子道の集い

4 人権意識を向上する

【主な担当課】総務課、社会教育課

現状と課題

一人ひとりの住民が、かけがえのない個人として尊重され、自立した個人として暮らすことができる社会の構築が求められています。性別・年齢・障がいの有無・同和問題等に加えて、インターネットによる人権侵害など、新たな問題への対応とともに、町内各種団体をはじめとする団体との連携強化を図り、人権を尊重し合えるまちづくりを推進する必要があります。

施策の展開

① 人権教育・啓発体制の充実

- 関係機関・団体や地域との連携を一層強化するとともに、自発的な活動を推進するしくみづくりに努めます。
- 人権に関する啓発活動や研修の実施により、住民意識の高揚を図ります。
- 各種団体への支援や人権教育地区別懇談会等の開催、参加促進を通じて、人権の観点から住みよいまちづくりをめざします。
- 町行政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立った対応ができるよう、職員意識の向上に努めます。
- 人権尊重のまちづくりをめざす社会的雰囲気づくりと世論の高揚に努めます。

② 情報発信の充実

- 住民の人権尊重意識の高揚のため、あらゆる機会を捉えた情報発信に努めます。

③ 人権相談の実施

- 各種団体と連携を図り、さまざまな人権相談ができる体制の充実をめざすとともに、その周知に努めます。

重点取り組み

各種団体との緊密な連携のもと、さまざまな機会や場を通じた研修・啓発活動を推進し、人権尊重意識の普及・高揚に努めます。

住民と行政の役割分担

住民

- 人権に関する情報に興味・関心を持ち、お互いの人権を尊重する意識を育みます。

行政

- 人権教育・啓発体制及び情報発信を充実し、人権相談に取り組むことで、お互いの人権を尊重し合えるまちをめざします。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
人権関連イベント・研修会等への住民参加者数	人	437	550	650
人権に関する職員研修の開催回数	回	0	3	3



人権を確かめあう・町民の集い

5 男女共同参画社会を実現する

【主な担当課】総務課、健康子ども課

現状と課題

さまざまな分野における女性の社会参加が進み、家庭、職場、地域社会等での男女共同参画の意識は浸透しつつあります。その中で、住民意識のさらなる向上に取り組むとともに、女性が活躍できる社会づくりとして、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性が活躍できるよう、職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備が求められています。すべての人が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが求められます。

施策の展開

① 情報発信・啓発活動の推進

- 家庭や地域、職場等、あらゆる場面における男女共同参画意識の浸透を促すため、継続的な広報・啓発を行います。

② 社会参加の拡大

- 行政問題に対する審議や協議等、政策決定への女性の参加機会を増やします。
- 男女雇用機会均等法や女性活躍推進法に基づき、女性の登用を進めるとともに、仕事と生活の調和を図れる就労環境の整備に取り組めます。

③ DVに関する相談体制の充実

- 関係機関の連携強化に取り組むとともに、DVに関する相談体制の充実を図ります。

重点取り組み

すべての人が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

住民と行政の役割分担

住民

- 男女共同参画社会についての理解を深め、日常生活での実践に努めます。

行政

- 男女共同参画の意識を町全体に浸透させるとともに、女性が活躍できる社会をめざします。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
審議会や委員会等における女性委員の比率	%	22.7	25	30
町職員の管理職に占める女性の割合	%	22.2	30	35



日々の暮らしに「潤い」を

1 災害に強いまちを実現する

【主な担当課】総務課、産業管理課

現状と課題

全国各地で頻発する自然災害を背景に、甚大化する災害から住民と財産を守る必要があります。本町では「災害に強いまちづくり」を進めるため、自主防災会との連携を図り、地域の防災力を高めるとともに、総合防災訓練を実施しています。また、公共施設を防災拠点として活用するとともに、災害に備えた備蓄品を確保し、維持・管理に取り組んでいます。

住民のだれもが安心・安全に暮らせるよう、自助・共助・公助の意識を啓発するとともに、地域と連携し、暮らしやすいまちづくりを進め、さまざまな災害の発生に備えた体制整備や災害弱者の支援体制の確立を進める必要があります。また、今後想定される大規模な震災に備えた対策が求められています。

施策の展開

① 地域防災の充実

- 住民の防災意識の向上を図るとともに、災害時の役割分担に向けた情報共有に努めます。
- 自主防災会との連携をさらに強化するとともに、連絡協議会を継続実施します。また、地域防災計画の充実と公表に努めます。
- 自然災害の未然防止のため、ハード整備を推進するとともに、公共施設を防災拠点として活用するための整備を行います。

② 防災訓練の実施

- 防災訓練の効果的な実施内容を検討し、充実を図るとともに、地域二丁を勧誘した総合防災訓練を実施します。

重点取り組み

住民のだれもが安心・安全に暮らせるよう、自助・共助・公助の意識を啓発するとともに、地域と連携し、暮らしやすいまちづくりを進めます。

住民と行政の役割分担

住民

- 日頃から、災害時の備蓄や避難所の確認に努めます。また、災害時は町からの情報に対して、適切な判断に基づいて行動します。

行政

- 地域防災力の強化に取り組むとともに、災害時における的確な判断に努め、迅速かつ確実な情報提供を行います。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
自主防災会の訓練実施率	%	70.0	90	100
総合防災訓練の参加者数	人	211	250	300

③ 消防力の強化

- 消防関連設備の計画的な維持・管理を行い、消防団の機能強化に取り組みます。また、後継者の確保に向けた取り組みを進めます。
- 広域消防との連携を推進し、消防技術の高度化と多様化をめざします。

④ 危機対応力の強化

- 地震、風水害等の災害をはじめ、あらゆる危機事象に迅速かつ的確に対応できるよう、危機管理体制の強化に努めます。

⑤ 災害時における行政機能の確保

- 大規模災害時における行政機能を確保するため、適切な管理体制のもと、計画的な庁舎耐震改修工事を行います。

2 防犯・交通安全を充実する

【主な担当課】総務課、土木まちづくり課、産業管理課、社会教育課

現状と課題

複雑かつ深刻化する犯罪の発生件数を減少させるべく、本町では多くの自主防犯組織が活動しています。また、青色防犯パトロールや夜間巡回、子どもの見守り、防犯啓発などの防犯活動を行っています。防犯や交通安全に関する取り組みの充実を図り、だれもが安心・安全に暮らせるまちづくりを進める必要があります。

施策の展開

① 地域防犯意識の向上

- 犯罪の発生を未然に防ぐため、防犯に役立つ情報の提供や、防犯啓発活動を通じて住民の防犯意識の高揚を図ります。
- 防犯に関する住民の自主的な活動を促進するとともに、住民、関係団体、警察との連携を強化します。

② 犯罪被害者等への支援

- 犯罪被害者等を支援することにより、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざします。

③ 交通安全意識の醸成

- 各種媒体における啓発の充実や、学校や職場での活動等により、交通安全意識の啓発に取り組みます。
- 登下校時の通行補助などの児童の安全確保に取り組みます。

④ 交通安全に対する整備

- 地域の安全確保及び事故の発生を未然に防ぐため、防犯灯のLED化などの環境整備を計画的に行います。
- 通学路の危険箇所の点検・整備について、地域の実情に合わせて柔軟に実施します。

重点取り組み

防犯や交通安全に関する取り組みの充実を図り、だれもが安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます。

住民と行政の役割分担

住民

- パトロールの実施により、住民の安全を確保します。また、交通安全意識の向上に努めます。

行政

- 防犯意識の向上に取り組むとともに、危険箇所の点検・整備を行い、安全な道路環境を構築します。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
町内の犯罪発生件数	件	36	30	25
交通安全啓発回数	回	2	2	2
防犯灯のLED化個数	個	0	25	33
交通安全対策個数 ^注	個	5	25	50

注…防曇効果のあるカーブミラーの設置個数。



登下校時の見守り活動

3 交通体系を充実する

【主な担当課】土木まちづくり課、産業管理課、総務課、政策推進課

現状と課題

道路は、便利で快適な日常生活や活力ある産業活動を支えるとともに、人々の交流を促す重要な基盤です。本町では、平成27(2015)年3月に京奈和自動車道三宅I.Cが開通し、都市計画道路大和郡山川西三宅線の整備により広域アクセスの向上が進んでいます。そのため、町内道路網の整備を計画的かつ効率的に進めるとともに、近鉄石見駅周辺整備や奈良県と協定を締結しているまちづくり包括協定の推進により、快適で利便性の高い道路交通体系の充実を図る必要があります。

また、通院や買い物など、住民の日常生活における利便性のさらなる向上に向けて、平成25(2013)年度からタクシー利用に対する助成事業を展開しています。今後も交通手段となる地域公共交通事業を行い、維持していくことが求められます。

施策の展開

① 国・県道の整備促進

- 周辺地域との円滑な接続による利便性向上のため、国・県道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

② 町道の整備・維持管理の推進

- 安全性・利便性の向上を勘案しながら、幹線道路から身近な生活道路に至るまで、町道網の整備を計画的かつ効率的に推進します。

③ 駅前整備

- 住民の生活利便性向上のため、近鉄石見駅周辺整備を計画的に行い、にぎわいを町内に波及させます。また、まちづくり包括協定による駅前周辺のまちづくりを行います。
- 近鉄石見駅周辺の整備により駅前放置自転車を削減し、周辺環境の整備と利便性の向上を図ります。

重点取り組み

町道網の整備を計画的かつ効率的に推進します。

住民と行政の役割分担

住民

- 自治会などが実施する道路のゴミ拾いや除草作業などに参加します。

行政

- 幹線道路網や生活道路網の整備により、住民の日常生活の利便性の向上を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
町道の改良延長	km	6	15	23
タクシー利用料金補助券 平均利用率	%	29.2	35	40



近鉄石見駅周辺のまちづくり（イメージ）

4 住環境を整備する

【主な担当課】産業管理課、政策推進課

現状と課題

住民が、町に愛着を持って住み続けることができるよう、快適で魅力のある安全で安心なまちづくりを進めるため、本町の特徴を活かした住環境を形成する必要があります。本町では、平成27(2015)年度よりUIターン促進事業を展開し、主に若い世代の転入を促すことにより、定住人口の拡大に努めています。

また、町営住宅の適切な維持・管理とともに、近年増加傾向にある空き家への対策が求められています。さらに、だれもが心地よく暮らせるまちとなるよう、バリアフリーや景観、環境に配慮された住環境の整備が必要です。

施策の展開

① 町営住宅の維持・管理

- 既存住宅の適切な維持・管理を進めるとともに、住民の生活の安定に向けた計画的な町営住宅の整備を検討します。

② 移住・定住の促進

- 住宅に対する支援を積極的に行い、移住・定住を促します。

③ 空き家対策の推進

- 住宅の空き家化の予防に努め、適正管理を促進します。また、老朽化した空き家への適切な対応を行うとともに、定住者の拡大に向けた取り組みを進めます。

重点取り組み

だれもが心地よく暮らせるよう、バリアフリーや景観、環境に配慮された住環境の向上を図ります。

住民と行政の役割分担

住民

- 所有、管理または居住する建物の適正な維持管理に努めます。

行政

- 転入者及び住民が、地域に魅力を感じて住み続けることができるよう取り組みを展開し、本町の人口拡大に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
住宅に対する 支援による転入者数	人	18	12	12
特定空家等の解消	件	0	2	2



5 上下水道を適切に維持・管理する

【主な担当課】上下水道課

現状と課題

水道事業については、少子高齢化による人口減少や節水機器の普及、節水意識の高揚等により、水道水の使用量は減少傾向となることが想定されます。そのような状況の中で、安心・安全でおいしい水を安定して提供するとともに、水道関連施設・設備の老朽化に伴う更新・維持が求められています。また、都市計画道路大和郡山川西三宅線の道路改良工事に伴う上下水道管の移設や企業誘致に向けたインフラ整備とともに、耐震化等による施設水準の向上を図る必要があります。

施策の展開

① 上水道の維持・管理

- 安心・安全なおいしい水を安定して提供することができるよう、上水道の適正な維持・管理に努めます。また、健全な水道経営をめざし、磯城郡水道広域化推進協議会の構成市町村との連携による安定した上水道経営の合理化を進めます。

② 下水道の維持・管理

- 受益者負担の見直しを計画的に進め、健全な事業経営が可能な体制構築を実施するとともに、計画的なインフラ施設の長寿命化を図り、下水道事業の経営基盤の安定化を進めます。
- 都市計画道路大和郡山川西三宅線の整備に伴う下水道管の移設とともに、京奈和自動車道三宅I.C周辺の企業誘致に向けたインフラ整備を計画的に進めます。

重点取り組み

上下水道の適切な維持・管理に努め、磯城郡水道広域化推進協議会の構成市町村と連携し、安定した水道事業を展開します。

住民と行政の役割分担

住民

- 貴重な水を大切に使用し、水源を汚さないよう適切な排水に努めます。

行政

- 上下水道の適切な維持・管理に努め、安定した上下水道事業を展開します。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
更新した水道管の延長合計	km	0	1.73	5.35
移設・新設した下水道管の延長合計	km	0	1	2



三宅町のデザインマンホール蓋

6 環境と調和した暮らしを推進する

【主な担当課】環境衛生課

現状と課題

住民の環境に対する意識が高まりをみせている中、本町では限りある資源を有効に活用する資源循環型社会の形成に向けて、ゴミの減量化及びリサイクルの推進、廃棄物の適正な処理、再資源化に取り組んできましたが、ゴミ処理の広域化に伴い、分別区分及び排出方法が変更となることから、住民への情報提供や分別指導、周知の徹底を行うことにより、分別排出マナーの向上を図る必要があります。また、環境と調和した暮らしをさらに進めるため、環境への負荷抑制や環境保全などの活動を全町的に進める必要があります。

施策の展開

① 環境衛生の充実

- 資源循環型社会の形成に向けて、ゴミの減量・資源化を着実に進めるとともに、住民や地域、行政などが一体となった取り組みを広げ、ゴミの減量化を推進します。
- 新ゴミ処理施設の稼働に伴う分別区分の変更や排出方法の変更等について、住民への情報提供や分別指導等の周知徹底を行い、分別排出マナーの向上を図ります。
- 墓地については、引き続き適正な維持管理に努めます。
- ペット類(犬・猫など)の適正飼育を啓発するため、飼い主への正しい飼い方やしつけを指導するとともに、県の施策による取り組みと連携・協働し、動物愛護活動の啓発に努めます。また、関係団体と連携して犬の登録や狂犬病予防注射の徹底を図ります。

② 環境の保全

- 広報誌、ホームページ等を活用した啓発を継続的に行い、環境保全意識の高揚を図ります。

重点取り組み

新ゴミ処理施設の稼働に伴う分別区分の変更や排出方法の変更等について、住民への情報提供や分別指導等の周知徹底を行い、住民や地域、行政が一体となって、資源循環型社会の形成に向け、ゴミの減量・資源化を推進します。

住民と行政の役割分担

住民

- ゴミの減量・資源化やその他適正な処理に関する町の施策に協力します。

行政

- ゴミに関する意識の向上を図るため、住民に対する情報発信、啓発活動の充実に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
ゴミ総排出量原単位 ^{注1}	g / 人日	771	730	713
ゴミ総排出量 ^{注2}	t / 年	1,990	1,852	1,789
資源化率 ^{注3} (収集量ベース)	%	15.2	21	23

注1…ゴミの総排出量を人口と年間日数で除した数値で、1人1日当たりどれだけのゴミを排出するかを表す数値。

注2…収集ゴミ量、直接搬入ゴミ量、集団回収量の合計。

注3…総資源化量(資源化したゴミの量)を総排出量で除した数値。

みんなで創る三宅の「ミライ」

1 協働のまちづくりを推進する

【主な担当課】政策推進課、総務課

現状と課題

住みよいまちづくりのためには、住民と行政の適切な役割分担のもと、協働による取り組みを進める必要があります。コンパクトな町域を有し、住民と行政が顔の見える関係を築くことができる本町では、理想的なかたちでの協働のまちづくりが期待されます。住民と企業、NPO等の各種団体、行政が情報共有を図りながら、協働のまちづくりへの参加意識のさらなる向上を図ることが必要です。

また、消費者を取り巻く環境が大きく変化していることから、消費者が正しい知識を持って、自立的な消費行動が行えるよう、消費者行政を推進することが求められています。

施策の展開

① 協働意識の啓発

- これからのまちづくりは協働の観点が必要不可欠ことから、住民と行政の適切な役割分担による協働意識を啓発します。

② 対話の充実

- タウンミーティング等を定期的に行い、住民との対話の充実を図ります。また、そのことにより住民ニーズを的確に汲み取り、施策の充実につなげます。
- 住民等と行政の協働の関係づくりのため、情報共有、情報交換の機会を増やします。
- パブリックコメントやワークショップ等を積極的に行い、事業や計画の形成過程における公正性や透明性を確保します。

③ コミュニティ活動の活性化

- コミュニティ活動の活性化のため、顔の見える関係性を活かし、各種団体等への活動支援を行います。

重点取り組み

住民と行政の適切な役割分担による協働意識を啓発するとともに、地域社会の振興を図るための活動に対する支援を進めます。

住民と行政の役割分担

住民

- やりがいと責任を持って、まちづくりに積極的に参画します。

行政

- 行政運営への住民の参画機会の拡大に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
地域活動(自治会活動、ボランティア活動等)への参加状況 ^{注1}	%	34.1	45	50
住民と行政が協働してまちづくりに取り組んでいると思う住民の割合 ^{注2}	%	20.9	35	40
タウンミーティング等の参加延べ人数	人	64 (2017)	120	140

注1…平成28(2016)年度実施の三宅町総合計画策定に係るアンケート調査・町民意向調査より。地域の活動(自治会活動、ボランティア活動等)に「現在参加している」割合。

注2…平成28(2016)年度実施の三宅町総合計画策定に係るアンケート調査・町民意向調査より。住民と行政が協働してまちづくりに取り組んでいると「思う」「(思う)」と「まあまあ思う」の合計割合。

- 町花及び町木の普及に向けた取り組みを継続して進めます。

④ 消費者行政

- 消費生活相談窓口を設置し、国民生活センターの認定を受けた相談員が、住民からの消費生活に関する相談に応じます。

2 行政サービスを充実する

【主な担当課】総務課、政策推進課、住民保険課

現状と課題

個性豊かな地域づくりをはじめ、人口減少や少子高齢化社会への対応など、地域特有の課題や複雑多様化する住民ニーズに柔軟に対応できる、弾力的な行政組織・機構の構築が求められています。また、行政内部の改革とともに、分野横断的な対応が求められていることから、幅広い分野の専門的機関等との連携を強化し、課題解決に取り組むなど、積極的な取り組みが必要です。さらに、ICTの利活用を進めつつ、住民の視点に立った、効率的で効果的なサービスの提供が求められています。

施策の展開

① 適切かつ効率的な組織管理

- 定員管理及び給与適正化を実施し、効果的な人員補充や配置を行うことにより、行政サービスの水準の維持・向上に努めます。
- 複雑多様化する住民ニーズに対応するため、横断的で柔軟な機動性のある組織や機構のあり方を検討します。

② ICTの活用による事務の効率化

- マイナンバーカードや電子申請を活用することによって、生活が便利になることを実感できる行政運営を進めます。

③ 職員の資質向上

- 職員研修による職員のスキルアップを図り、行政サービスの向上に努めるとともに、5年先、10年先の「三宅町」を創造できる職員を育てます。
- 地方分権の進展に対し、政策形成能力の向上を図るため、多様な知識、技能を修得した人材の確保に努めます。
- 職員が積極的に改革・改善の意識を持って行動し、能力を最大限発揮できる職場環境や雰囲気づくりを進めます。

重点取り組み

個性豊かな地域づくりをはじめ、人口減少や少子高齢化社会への対応など、地域特有の課題や複雑多様化する住民ニーズに柔軟に対応できる行政組織・機構の構築に取り組みます。

住民と行政の役割分担

住民

- 気軽に役場へ足を運び、意見交換や相談を行います。

行政

- 住民に信頼される職員をめざすとともに、迅速かつ的確な対応に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
職員の外部研修 延べ受講者数	人	63	100	120
職員1人当たりの 町民数	人	59	60	61



三宅町タウンミーティング

3 健全な財政運営を行う

【主な担当課】財政課、総務課、政策推進課、税務課、住民保険課

現状と課題

人口減少や少子高齢化、住民ニーズの複雑多様化などにより、財政状況の逼迫が想定される中で、行政課題の克服と財政健全化のバランスを図るためには、中長期的な展望による安定的な財政運営を行う必要があります。事業の費用対効果の検証とともに、自主財源の確保や経常経費の抑制、公共施設の整備・再編など、選択と集中による持続可能な財政運営が求められます。

施策の展開

① 健全な財政運営の推進

- 行財政計画の策定を検討するとともに、計画的な財政の健全化に努めます。
- 町税等の徴収率の向上と滞納整理の強化、町所有売却可能資産の処分とともに、既存産業の振興や新規産業の誘致・育成により自主財源の確保に努めます。
- 新規債務の抑制に努めるとともに、繰上償還等による公債費負担の適正化に努めます。
- 国や県に対し、税財政制度の改善を要請します。

② 行政改革の推進

- 本計画に基づき、事業の計画的な実行と適切な評価・検証、改善に努めます。
- 職員数と職員給与等の適正化に努め、職員人件費の適正化を進めます。

③ 公共施設等のマネジメント強化

- 総合的かつ長期的な視点による管理運営・活用・再整備等のマネジメントを計画的に行い、効率的で適切な施設管理に努めます。

重点取り組み

安定的な財政運営を行うため、人件費や経常的な経費の縮減に努めるとともに、計画的な職員の定員管理に努めます。また、総合的かつ長期的な視点による管理運営・活用・再整備等のマネジメントを計画的に行い、効率的で適切な施設管理に努めます。

住民と行政の役割分担

住民

- 町が発信する情報に目を通し、町の財政状況に関心を持ちます。

行政

- 健全な財政運営を行い、効率化を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
経常収支比率※	%	90	90	90
町税の徴収率	%	99.2	99.5	99.5
国民健康保険税の徴収率	%	98.4	98.5	98.5



4 情報発信を充実する

【主な担当課】政策推進課、総務課、財政課

現状と課題

住民の町政への参画や協働のまちづくりを推進するためには、住民が必要とする情報をわかりやすく提供し、情報の共有を図ることが重要です。また、本町への移住・定住を進めるためには、若い世代にターゲットを絞った戦略的な情報発信を進めるとともに、知ってもらう・来てもらう・住んでもらう“三宅町”になるために、タウンプロモーションを推進することが求められます。

そのため、住民をはじめ、本町に興味を持つ人が容易に情報入手することができる環境整備とともに、これまでの紙媒体やホームページに加えてSNS等を活用するなど、時代に即した、多様な情報発信が必要となります。

① 広報の充実

- FacebookなどのSNSを活用した双方向性のある情報発信に取り組むとともに、広報誌の充実など情報提供方法の多様化を図り、各世代に対応した適切でわかりやすい情報発信を行います。

② 適切な情報公開の推進

- 情報提供及び情報公開の充実を図るとともに、コンプライアンス（法令遵守など）の徹底に努めます。
- 入札及び契約内容の透明性の確保、公正な競争の促進を図るため、入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公開に努めます。

③ タウンプロモーションの充実

- 町内外に向けて、自然・文化財・農産物・産業をツールに積極的なPR活動を展開し、本町の魅力を発信します。

施策の展開

重点取り組み

住民が必要とする情報をわかりやすく提供し、情報の共有に努めます。また、広報誌やホームページ、SNS等を通じた本町の魅力発信を積極的に進めます。

住民と行政の役割分担

住民

- 町政情報の活用に努め、地域行事への参加とともに、地域の情報や町の魅力を積極的に発信します。

行政

- 住民ニーズに寄り添った情報発信に努めるとともに、町外に向けた積極的な情報発信を行います。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
町ホームページの 平均アクセス数	件／月	—	1,000	2,000
町外PRイベントの 参加延べ日数	日	68	70	80



タウンプロモーション



5 広域行政を進める

【主な担当課】政策推進課

現状と課題

情報化の進展や社会環境の変化に伴い、住民ニーズが複雑多様化していることから、町域を越えた質の高い行政サービスが求められています。

国においては、新たな地域活性化の取り組みとして「定住自立圏構想※」の推進を掲げ、本町においても平成27(2015)年3月に天理市を中心市とする「定住自立圏形成協定」を締結し、平成27(2015)年9月に天理市、山添村、川西町、三宅町の4市町村による「大和まほろば広域定住自立圏共生ビジョン」を策定しました。平成28(2016)年10月には、新たに田原本町も定住自立圏に加入し、連携はさらに拡大しています。

さらに、一部事務組合により、医療や教育、環境衛生等の分野における広域事業を進めるとともに、県と協働で道路橋の点検や補修工事等を進めています。

その他にも、大学機関や金融機関・マスメディアをはじめとする民間機関等と連携し、それぞれの専門的知見を活用した行財政運営を行うなど、魅力あるまちづくりの推進が求められています。

施策の展開

① 事務事業の連携

- 行政サービスの効率化を図るため、一部事務組合による事業を継続して実施します。
- 他市町村との連携を図り、電算システムの共同利用化を進めるなど、事業の拡充を推進します。

② 定住自立圏形成協定の推進

- 天理市との定住自立圏形成協定を核とする「大和まほろば広域定住自立圏共生ビジョン」に基づき、教育や産業の振興、生活の利便性向上などを目的とした広域連携を推進します。

重点取り組み

さらなる広域連携を実施し、魅力あるまちづくりを推進します。

住民と行政の役割分担

住民

- 広域行政についての興味・関心を高め、意見・提案します。

行政

- 複雑多様化している住民ニーズへの傾聴に努め、検討を進めます。

まちづくり指標

指標名	単位	基準値 (2016)	中間値 (2022)	目標値 (2027)
天理市を中心とする定住自立圏構想での連携事業数	事業	10	15 (2019)	—
広域連携を行っている事業数	事業	23	28	33



他市町村との広域連携
～奈良まほろば館共同 PR 事業～

資料編



1. 諮問書・答申書

諮問書

三 企 第 185 号
平成28年 9月 1日

三宅町基本構想審議会会長 様

三宅町長 森 田 浩 司

三宅町基本構想策定について（諮問）

本町において、平成22年に策定した「三宅町第3次基本構想」は計画の目標年数を平成32年度までとし、これに基づきまちづくりを進めてまいりました。

しかしながら、平成27年に奈良県と協定した「まちづくりに関する包括協定」、今後奈良県とともに進めてゆく「工業ゾーン創出プロジェクト」など三宅町の土地利用の考え方が第3次基本構想との間に大きな違いが生じてきたため、現状に適した基本構想の策定が必要となっております。

これらの状況を踏まえ、本町の将来展望及び構想を明確にするとともに、住民と行政が一体となってまちづくりに取り組むため、三宅町基本構想について、三宅町基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会にご意見賜りたくここに諮問いたします。

答申書

平成29年3月30日

三宅町長 森 田 浩 司 様

三宅町基本構想審議会
会長 伊 藤 忠 通

三宅町基本構想策定について（答申）

平成28年9月1日付け三企第185号で諮問された、三宅町基本構想策定について、本審議会において、慎重に審議を重ねた結果、適切と認め別添の「三宅町総合計画基本構想」とおり答申します。

なお、計画の実施にあたっては、本審議会における意見を尊重するとともに、下記の附帯意見を十分に考慮されることを要望します。

記

- 1 基本構想の趣旨と内容を伝える際には、住民に理解しやすいような形で伝えるよう努められたい。
- 2 基本構想の推進にあたっては、適切な進捗管理に努めた施策展開を図るとともに、職員はどのように実行していくかということを常に意識し、評価の検証を行なうことに努められたい。
- 3 基本構想の具現化については、基本計画によりその実効性の確保に努めるとともに、積極的な情報提供を行い、住民の理解と協力のもとに推進されたい。
- 4 制度改正や社会経済情勢の動向等にも十分留意し、柔軟な取り組みを図られたい。

以上

2. 三宅町基本構想審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、三宅町基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、三宅町基本構想に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 町議会議員

(2) 一般住民(町民)

(3) 学識経験を有する者

(4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了するまでその任に留まるものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合計画担当課内において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

3. 三宅町基本構想審議会委員名簿

	役 職 名	氏 名	期 間	区 分
1	議会議長	植村 ケイ子	平成28年9月1日 ～ 平成29年3月30日	(1) 町議会議員
2	自治会長会会長	安井 茂治		
3	商工会会長	置本 佳司		
4	農業委員会会長	谷口 敏夫		
5	教育委員会委員長	澤井 俊一	平成28年9月1日 ～ 平成28年9月30日	(4) その他
	教育委員会委員	吉岡 藍一	平成28年10月1日 ～ 平成29年3月30日	
6	民生児童委員協議会会長	近藤 久美子	平成28年9月1日 ～ 平成28年11月30日	
		植村 信子	平成28年12月1日 ～ 平成29年3月30日	
7	三宅幼稚園保護者会会長	安川 亜希子	平成28年9月1日 ～ 平成29年3月30日	(3) 学識経験者
8	三宅ボランティアガイドの会 会長	片岡 嘉夫		
9	生活安全推進協議会会長	池本 久隆		
10	婦人会会長	寺田 豊子		
11	奈良県立大学 学長	伊藤 忠通		(2) 一般町民
12	奈良県地域振興部市町村振興課 課長補佐	常田 淳		
13	公募委員	西口 久美子		
14	公募委員	吉田 壽夫		
15	公募委員	細川 英次		

4. 各施策における満足度について

平成28(2016)年度実施の三宅町総合計画策定に係るアンケート調査・町民意向調査では、前回計画である第3次基本構想に準じて取り組みの満足度を把握しました。その数値を踏まえて、本計画の各施策に対応するかたちで再度整理した満足度の参考値を掲載します。

1. 子どもの「笑顔」はみんなの元気 ～子育て～

項目	満足度 (%)
(1) 子育て支援を充実する	26.7
(2) 就学前教育・保育を充実する	27.2
(3) 特色ある学校教育を展開する	19.0
(4) 青少年の健全育成を推進する	31.4

2. あったらしいなを「カタチ」にする ～産業～

項目	満足度 (%)
(1) 企業誘致を実現する	11.7
(2) 商工業の振興を図る	5.7
(3) 農業の振興を図る	7.3

3. みんないきいき「支え合う」まち ～福祉～

項目	満足度 (%)
(1) 保健・医療を充実する	38.2
(2) 健康づくりを推進する	38.2
(3) 地域福祉を充実する	26.2
(4) 高齢者福祉を充実する	29.6
(5) 障害者福祉を充実する	20.7

4. みんなの「学びたい」をかなえる ～地域教育～

項目	満足度 (%)
(1) 生涯学習を充実する	30.7
(2) 生涯スポーツを充実する	29.2
(3) 歴史・文化を保全・継承する	20.2
(4) 人権意識を向上する	26.2
(5) 男女共同参画社会を実現する	19.6

5. 日々の暮らしに「潤い」を ～安心・安全、生活基盤～

項目	満足度 (%)
(1) 災害に強いまちを実現する	40.5
(2) 防犯・交通安全を充実する	25.5
(3) 交通体系を充実する	22.3
(4) 住環境を整備する	17.5
(5) 上下水道を適切に維持・管理する	63.5
(6) 環境と調和した暮らしを推進する	36.5

6. みんなで創る三宅の「ミライ」 ～協働・行財政～

項目	満足度 (%)
(1) 協働のまちづくりを推進する	32.5
(2) 行政サービスを充実する	47.8
(3) 健全な財政運営を行う	—
(4) 情報発信を充実する	21.7
(5) 広域行政を進める	—

*前回計画である第3次基本構想に準じた項目により調査を実施したため、本計画における施策の柱とは一致しない場合があります。その場合は、各施策に該当すると考えられる小項目の組み合わせの平均により算出しています。また、算出不能な値については「—」としています。

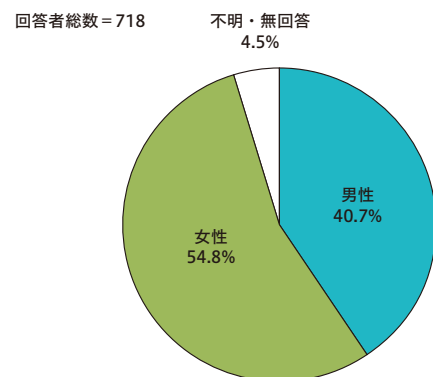
5. アンケート調査結果の概要

1 町民意向調査（18 歳以上対象）

（1）回答者自身のことについて

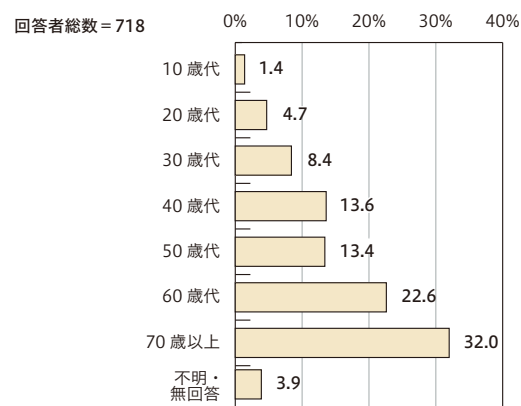
① 性別＜単数回答＞

性別についてみると、「男性」が40.7%、「女性」が54.8%となっています。



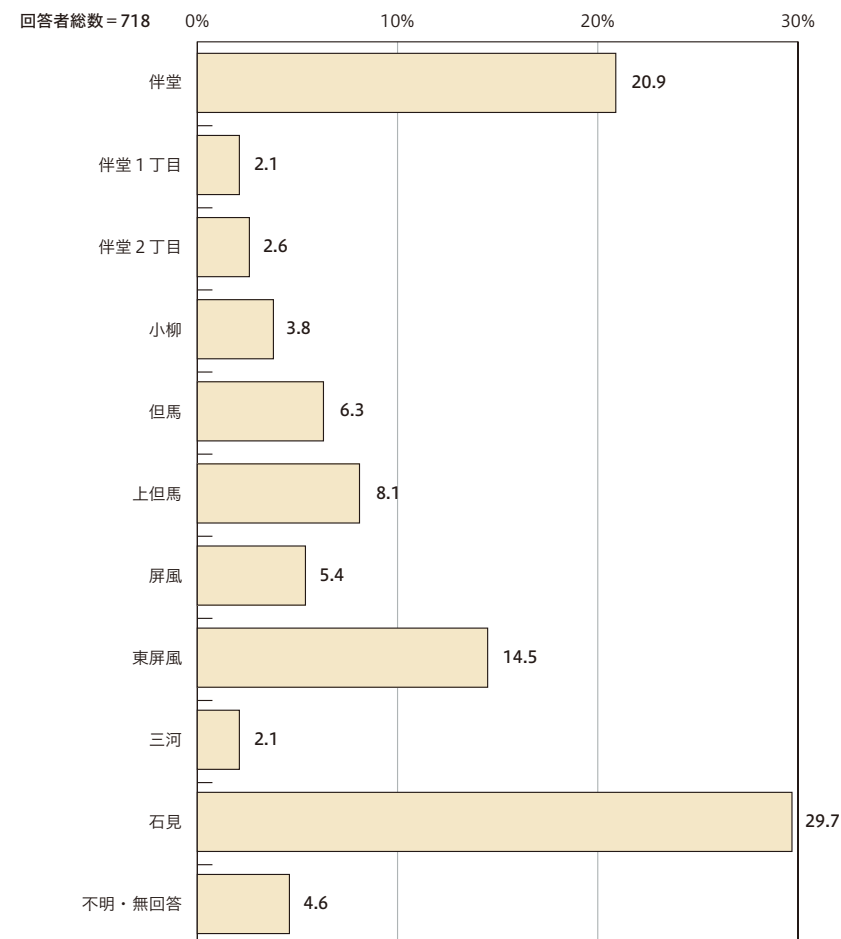
② 年代＜単数回答＞

年代についてみると、「70歳以上」が最も高く32.0%、次いで「60歳代」が22.6%となっています。



③ 居住地区＜単数回答＞

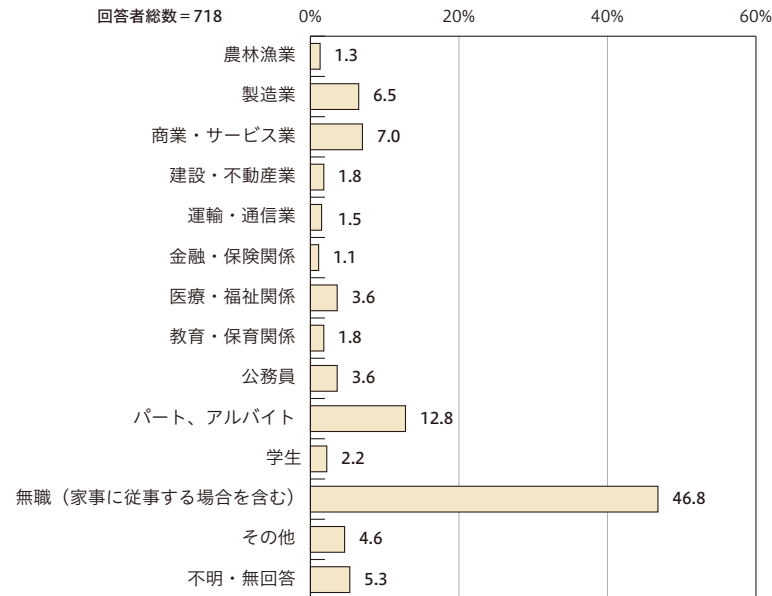
居住地区についてみると、「石見」が最も高く29.7%、次いで「伴堂」が20.9%、「東屏風」が14.5%となっています。



5. アンケート調査結果の概要

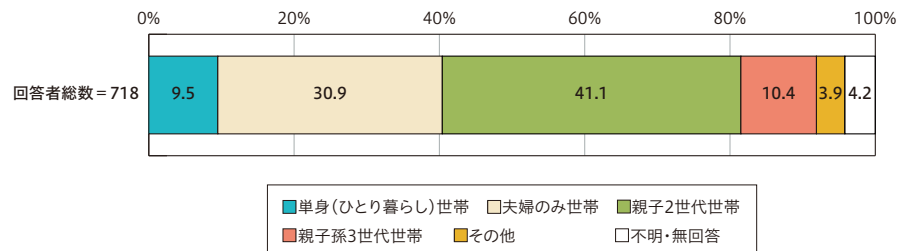
④ 職業＜単数回答＞

職業についてみると、「無職（家事に従事する場合を含む）」が最も高く46.8%、次いで「パート、アルバイト」が12.8%となっています。有職者（パート、アルバイトを除く）の合計は28.2%であり、そのうち「商業・サービス業」が最も高く7.0%、次いで「製造業」が6.5%となっています。



⑤ 家族構成＜単数回答＞

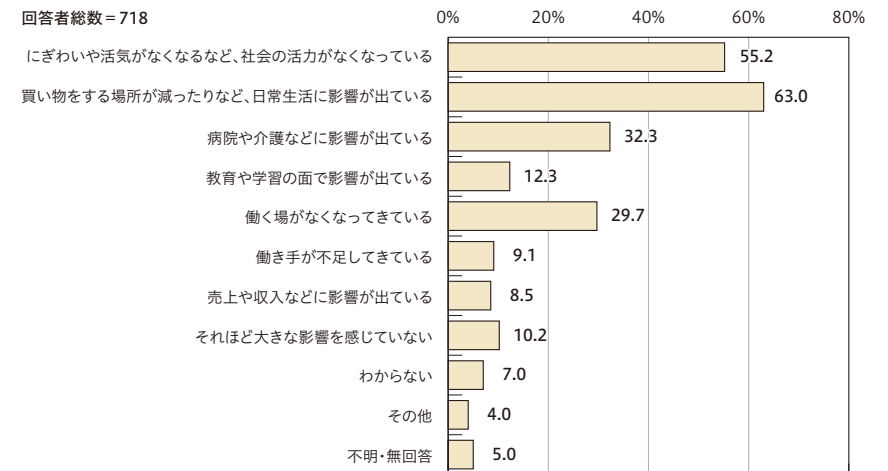
家族構成についてみると、「親子2世代世帯」が最も高く41.1%、次いで「夫婦のみ世帯」が30.9%となっています。



(2) 三宅町の人口対策について

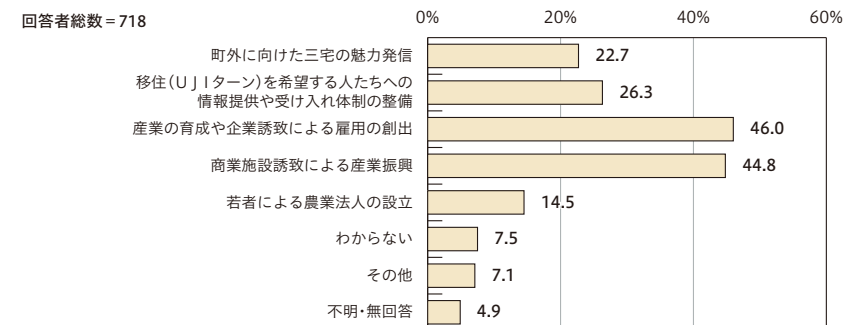
① 町の人口減少に対する考え＜複数回答＞

町の人口減少に対する考えについてみると、「買い物をする場所が減ったりなど、日常生活に影響が出ている」が最も高く63.0%、次いで「にぎわいや活気がなくなるなど、社会の活力がなくなっている」が55.2%となっています。



② 町が今後力を注ぐべき人口減少対策＜複数回答＞

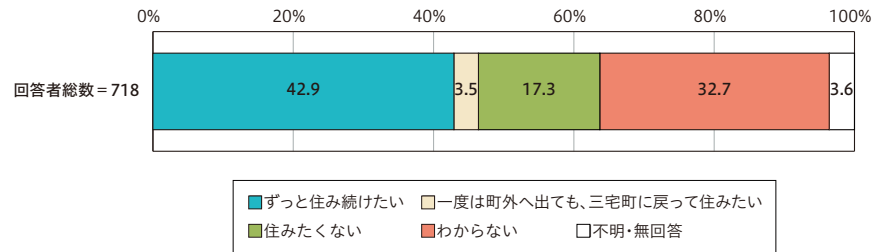
町が今後力を注ぐべき人口減少対策については、「産業の育成や企業誘致による雇用の創出」が最も高く46.0%、次いで「商業施設誘致による産業振興」が44.8%となっています。



5. アンケート調査結果の概要

③ -1 三宅町への居住意向＜単数回答＞

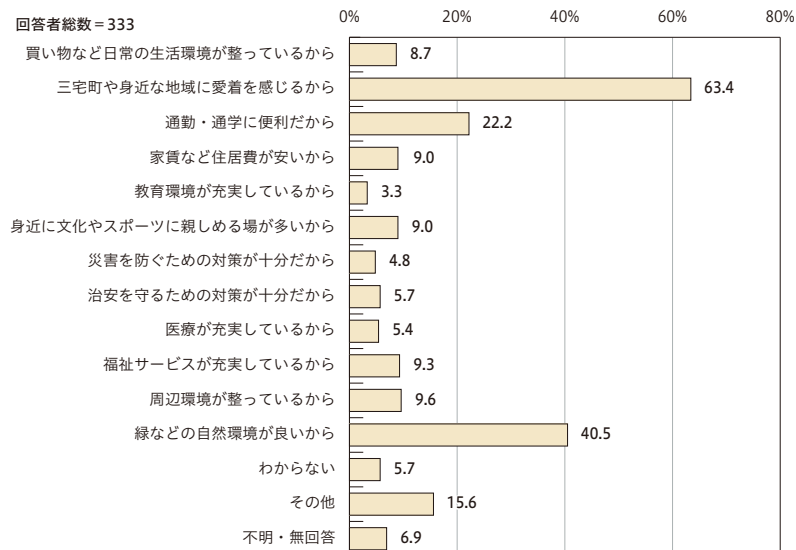
三宅町への居住意向についてみると、「ずっと住み続けたい」が最も高く42.9%、次いで「わからない」が32.7%となっています。



③ -2 三宅町に住みたい理由＜複数回答＞

(③-1の問で「ずっと住み続けたい」「一度は町外へ出ても、三宅町に戻って住みたい」に○をつけた方のみ回答)

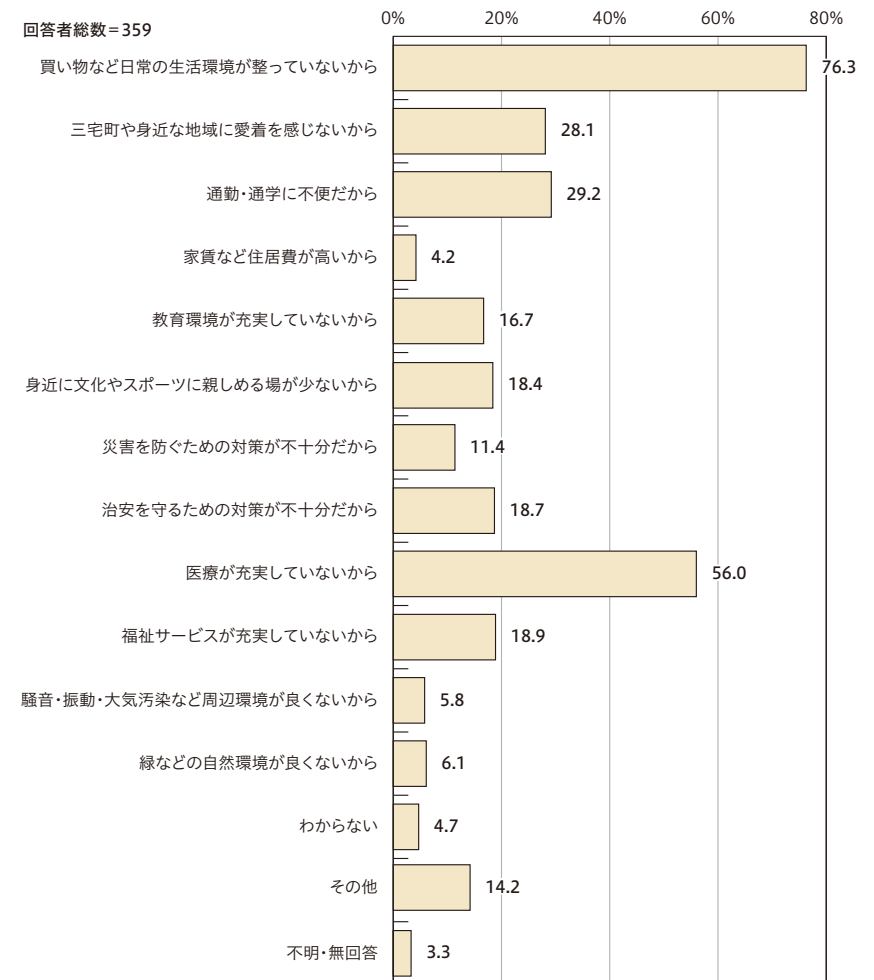
三宅町に住みたい理由についてみると、「三宅町や身近な地域に愛着を感じるから」が最も高く63.4%、次いで「緑などの自然環境が良いから」が40.5%となっています。



③ -3 三宅町に住みたくない・わからない理由＜複数回答＞

(③-1の問で「住みたくない」「わからない」に○をつけた方のみ回答)

三宅町に住みたくない・わからない理由についてみると、「買い物など日常の生活環境が整っていないから」が最も高く76.3%、次いで「医療が充実していないから」が56.0%となっています。

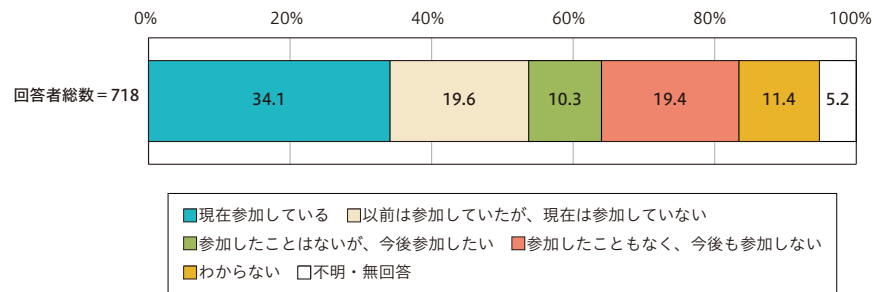


5. アンケート調査結果の概要

(3) 住民・行政の協働のまちづくりについて

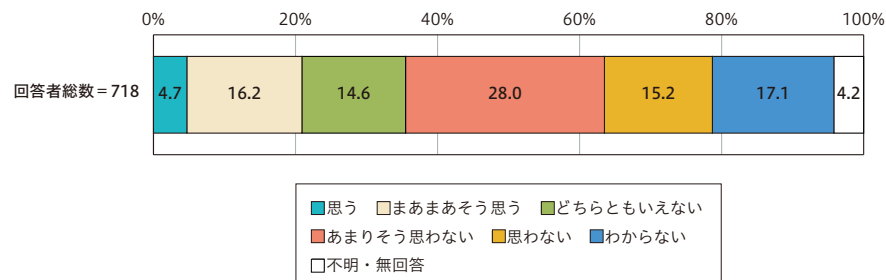
① 地域活動(自治会活動、ボランティア活動等)への参加状況 ＜単数回答＞

地域活動(自治会活動、ボランティア活動等)への参加状況についてみると、「現在参加している」が最も高く34.1%、次いで「以前は参加していたが、現在は参加していない」が19.6%、「参加したこともなく、今後も参加しない」が19.4%となっています。



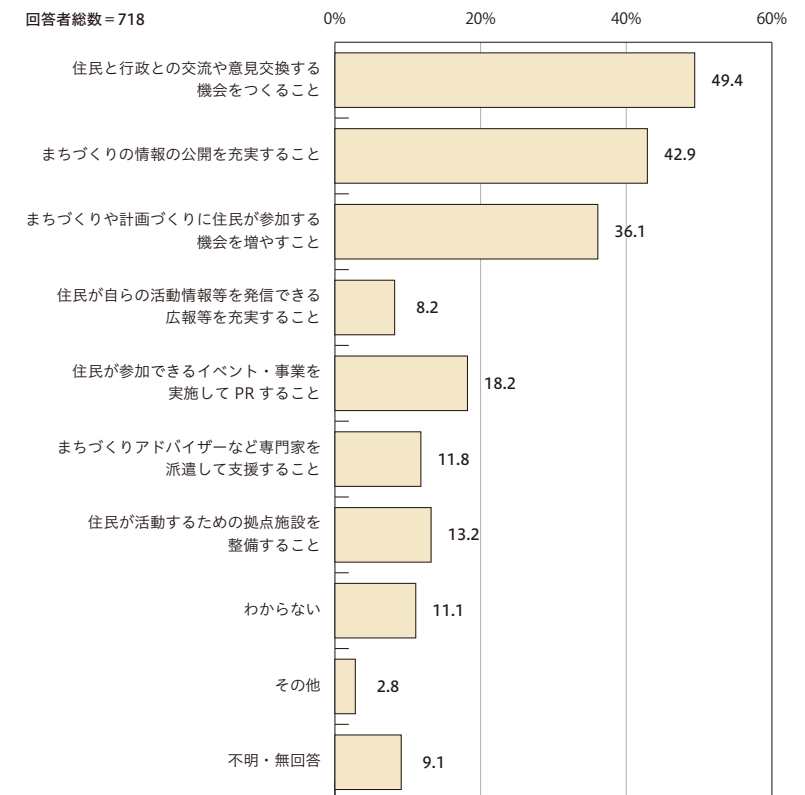
② 住民と行政が協働してまちづくりに取り組んでいると思うか ＜単数回答＞

住民と行政が協働してまちづくりに取り組んでいると思うかどうかについては、『思う』(「思う」と「まあまあ思う」の計)が20.9%、『そう思わない』(「あまりそう思わない」と「思わない」の計)が43.2%となっています。



③ 住民・行政協働のまちづくりを行ううえで必要だと思うこと ＜複数回答＞

住民と行政が協働してまちづくりを行ううえで必要だと思うことについてみると、「住民と行政との交流や意見交換する機会をつくること」が最も高く49.4%、次いで「まちづくりの情報の公開を充実すること」が42.9%、「まちづくりや計画づくりに住民が参加する機会を増やすこと」が36.1%となっています。



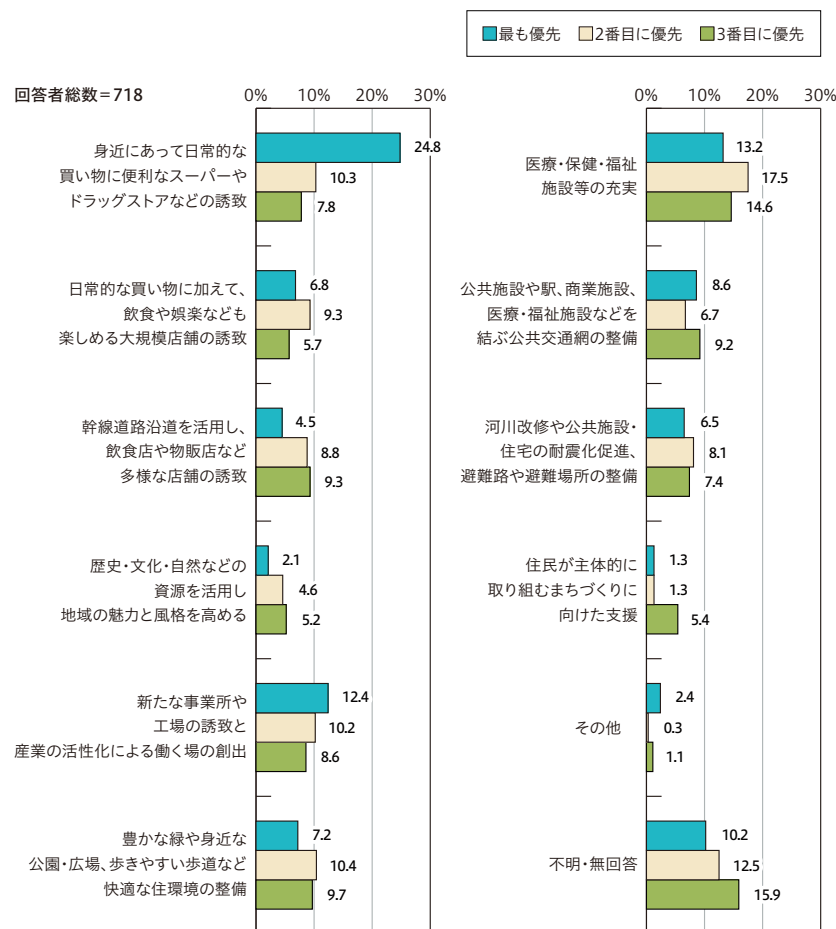
5. アンケート調査結果の概要

(4) まちづくりについて

① 三宅町が特に力を入れて進めていくべきまちづくり ＜単数回答＞

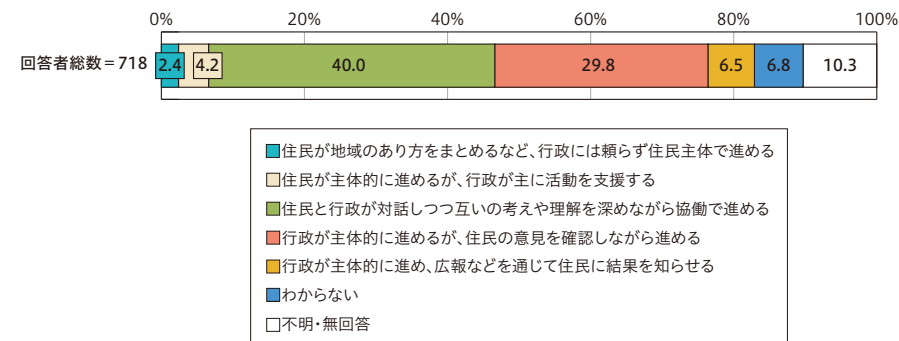
三宅町が特に力を入れて進めていくべきまちづくりについてみると、最も優先すべきものとしては、「身近にあって日常的な買い物に便利なスーパーやドラッグストアなどの誘致」が最も高く24.8%、次いで「医療・保健・福祉施設等の充実」が13.2%となっています。

2番目、3番目に優先すべきものとしては、いずれも「医療・保健・福祉施設等の充実」が最も高く、それぞれ17.5%、14.6%、次いで「豊かな緑や身近な公園・広場、歩きやすい歩道など快適な住環境の整備」が10.4%、9.7%となっています。



② 今後のまちづくりにおける住民と行政の関わり方＜単数回答＞

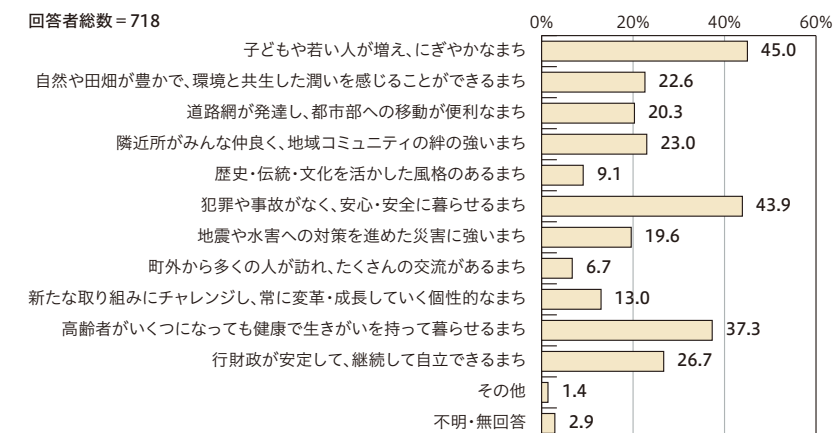
今後のまちづくりにおける住民と行政の関わり方についてみると、「住民と行政が対話しつつ互いの考えや理解を深めながら協働で進める」が最も高く40.0%、次いで「行政が主体的に進めるが、住民の意見を確認しながら進める」が29.8%となっています。



(5) 三宅町の将来イメージについて

① 三宅町がめざすべき将来像としてイメージするまちの方向性 ＜複数回答＞

三宅町がめざすべき将来像としてイメージするまちの方向性についてみると、「子どもや若い人が増え、にぎやかなまち」が最も高く45.0%、次いで「犯罪や事故がなく、安心・安全に暮らせるまち」が43.9%、「高齢者がいくつになっても健康で生きがいを持って暮らせるまち」が37.3%となっています。



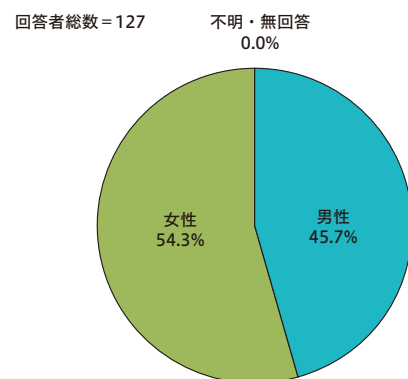
5. アンケート調査結果の概要

2 中学生アンケート

(1) 回答者自身のことについて

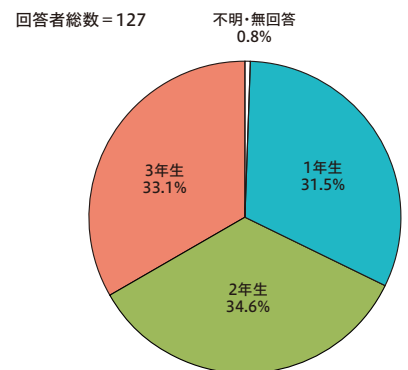
① 性別＜単数回答＞

性別についてみると、「男性」が45.7%、「女性」が54.3%となっています。



② 学年＜単数回答＞

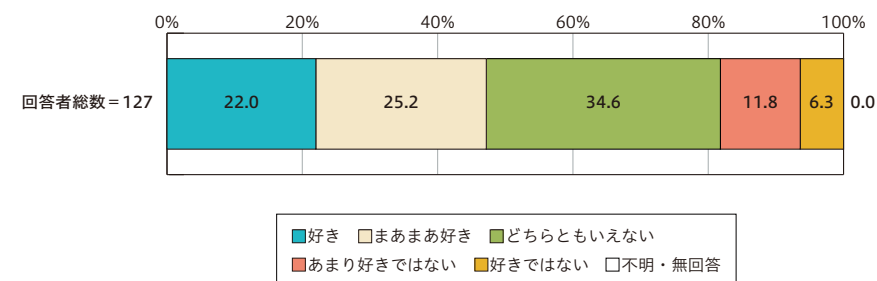
学年についてみると、「1年生」が31.5%、「2年生」が34.6%、「3年生」が33.1%となっています。



(2) 三宅町について

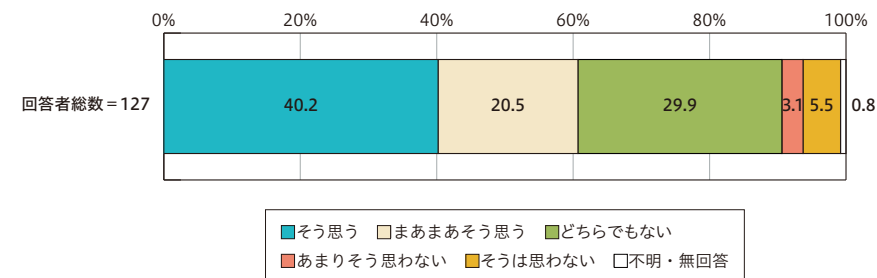
① 三宅町が好きか＜単数回答＞

三宅町が好きかどうかについてみると、『好き』（「好き」と「まあまあ好き」の計）は47.2%、『好きではない』（「あまり好きではない」と「好きではない」の計）は18.1%、「どちらでもない」は34.6%となっています。



② 三宅町を良くしたり、元気にしたいと思うか＜単数回答＞

三宅町を良くしたり、元気にしたいと思うかについてみると、「そう思う」が最も高く40.2%、次いで「どちらでもない」が29.9%となっています。



6. 用語解説

◎本編中、右肩に「※」を付与している語句については、こちらで詳しく説明しています。

あ行

◎ICT

Information and Communication Technology の略。情報通信技術を指す。IT(情報技術)に、コミュニケーション(通信、意思疎通)の概念を加えたもの。

◎SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略称。人と人とのコミュニケーション等を円滑に進める手段等をインターネット上で提供するしくみ。主なものとして、TwitterやFacebook、LINE、Instagramなどがある。

◎NPO

Nonprofit OrganizationまたはNot for Profit Organizationの略。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。

か行

◎環濠集落

円形または方形に堀をめぐらせた集落のこと。水稻農耕とともに大陸からもたらされた新しい集落の境界施設とされている。

◎協働

住民や行政、その他のまちづくりに関わるさまざまな立場の人が、お互いに尊重し合い、それぞれが対等な立場で協力し、ともに活動すること。

◎経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等、毎年度継続して支出される経費に対して、町税、地方交付税等の一般財源がどのくらい使われているかを表し、地方自治体の財政構造の弾力性を示す指標。低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを表す。

◎耕作放棄地

過去1年以上、作物を栽培せず、かつ数年の間に再び耕作する予定のない農地のこと。

◎コミュニティ

人々が共通の意識を持って生活を営む地域または集団などのこと。

さ行

◎循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

◎食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

◎生活習慣病

高血圧、糖尿病、脂質異常症など、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のこと。

た行

◎地域包括ケアシステム

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう整えられた、介護、医療、予防、住まい、生活支援・福祉サービス等の提供体制のこと。

◎定住自立圏構想

地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成する政策。「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の農林水産業や自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して圏域全体に必要な生活機能を確認し、地方圏への人口定住を促進するもの。

◎特化係数

自治体の域内従業者全体に占める産業別の構成比を、全国の産業別構成比で除した数値。特化係数が「1」を超える産業は、全国平均と比較して従業者数が多いことになり、特化係数が高い産業ほど本町における従業者が多く、本町の特色を示す産業であるといえる。

は行

◎バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが行う諸活動に不便な障壁(バリア)を取り除くこと。

ま行

◎民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。

ら行

◎療育

障がいのある子どもが、社会的に自立することを目的として行う医療と保育のこと。

三宅町総合計画

発行年月：平成30(2018)年3月

発行：奈良県 三宅町

〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町大字伴堂 689 番地

TEL：0745-44-2001（代）

FAX：0745-43-0922